

〔資料紹介〕

## 芳野金陵宛安井息軒書翰（芳野家所蔵）の解題と翻印

町 泉寿郎

### 一 解題

本稿は、芳野起夫氏所蔵にかかる芳野金陵宛の安井息軒書翰の資料紹介を目的とする。塩谷宕陰とともに文久三博士と称される芳野金陵・安井息軒は、幕末の著名な儒者であり、その事蹟はことさら紹介を要しないが、本稿に必要な情報を簡略に記す。

安井息軒（名は朝衡・衡、通称は仲平）は、寛政十一年1799正月一日に飢肥藩領の日向国宮崎郡清武村（現宮崎市清武）に出生、父は古屋昔陽や皆川淇園に学び藩校教授となった滄洲。息軒は初め大坂の篠崎小竹に学び（1820～22）、江戸の古賀侗庵門人となって昌平坂学問所に学び（1824～26）、ついで松崎謙堂に学び（1826～27）、最も謙堂から影響を受けて古学に研鑽。藩主伊東祐相の侍読や藩校（飢肥の振徳堂）の助教となったが、再び昌平坂学問所に学んで書生寮の舎長となり（1837）、四十歳（1838）以降は江戸にあって藩務の傍ら家塾に

学を講じた。天保末頃から学友と結社を作って月例で作文に努め、また時務を論じた。安政四年1857、再三の請いにより藩務を免ぜられる。文久二年1862九月十五日に將軍に拜謁、十二月十二日に幕府儒者となった。元治元年1864二月、陸奥塙代官に任じられたが、任地に赴かず免官となる。明治元年1868致仕して息軒と号す。同九年1876、七十八歳で歿。

江戸定住後の住所は、千駄谷藩邸・五番町（1838）↓麴町上  
一番町・小川町（1839）↓牛込門外（1840）↓麻布長坂通裏  
（1842）↓外桜田藩邸・番長振袖坂（1844）↓隼町（1849）↓  
番町（1850）↓麴町善国寺谷上裏一番町（1857）↓下谷和泉橋  
通御徒町（1862）↓外桜田藩邸・半蔵門外麴町一丁目河岸  
（1865）↓外桜田藩邸・千駄谷藩邸・足立郡領家村・下総国東  
金・代々木彦根藩邸（1868）↓外桜田藩邸（1869）↓土手三番  
町（1871）↓、頻々と転居している。

芳野金陵（名は世育、通称立蔵）は、享和二年1802十二月

二十日に下総国相馬郡松ヶ崎村（現千葉県柏市）の儒医南山の二男として出生。松ヶ崎村は後に金陵が仕える駿河田中藩（現静岡県藤枝市）本多家の所領であった。長兄・次弟は医を業とし、現在も子孫が柏市で巻石堂病院を営む。家伝によれば芳野家は南北朝期に南朝に仕えた武家で、南朝没落後、関東に移住。金陵は江戸で折衷学者亀田鵬斎・綾瀬父子に学び（1823）、開塾（1826）。弘化四年1847に田中藩儒となり（十五人扶持）、藩主正寛の弟で好学の正訥に教授。万延元年1860に正寛が歿して正訥が襲封すると、正訥の世子擁立に尽力した金陵は財政改革等の藩政に重用された。文久二年1862に幕府登用後、小字十数校の建設による学政拡張等を建議したが、実現しなかった。明治二年1869、昌平学校の教授となるが翌年廃官。同年1874大塚窪町（旧水戸支流守山藩邸、後の東京高師用地、現筑波大附属小）に退隠。同十一年1878、七十七歳で没。

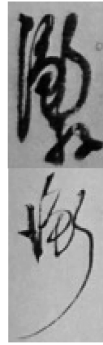
江戸での住所は、浅草福井町（1826）→日本橋数寄屋町（1827）→檜物町（1829）→茅場町（1834）→下谷御徒町（1838）→下谷中御徒町（1868）→大学官舎（1869）→神田末広町（1870）→大塚窪町（1874）と、これも頻々と転居している。息軒が多く山手に住んだのに対して、金陵は多く下町に住んだが、両者の師承関係を反映しているようにも思われる。また両者がともに幕府に登庸され昌平坂学問所に学を講じるようになった時期には、ともに御徒町に住んでいたことが分かる。

次に、ここに資料紹介する安井息軒書翰について述べる。現蔵者の芳野越夫氏は、金陵の四男で嗣子の世経（嘉永三年十一月二十七日～1927. 6. 20）の長男幹一（1885. 3. 28～1970. 12. 24、1914東京帝大支那文卒、学習院大学教授）の長男で、芳野金陵家の直系の継承者にあたる。息軒書翰は受信者である金陵の関係文書として芳野家に伝わり、幹一氏の代に横披の卷子本六巻に装訂されて木箱に収められている。収録された書翰は、第一巻に一三通、第二巻に一四通、第三巻に一五通、第四巻に一五通、第五巻に一三通、第六巻に一七通、計八七通である。今回の整理作業に当たって、第一巻から第六巻まで通し、1から87までの番号を附した。

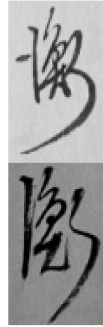
なお、このうち二通の宕陰宛の書翰を含むが、一通は金陵宛書翰と同時期同内容のもの（書翰番号16と17、息軒に再婚を勧める内容）、一通は三者が藤田東湖から招かれた際の日程調整に関する内容（書翰番号83）であり、宕陰から金陵に転達されたものと見られ、共に三者の親交を物語る。

各書翰に記された日時は、発信者息軒による月日または月または日のみで、年は記されていない。各卷子への収録基準としては、ごく大まかな月日順に従っているようであるが、年順になっていないわけではないので、必ずしも意味のある配列にはなっていない。そこで、今回翻印を掲載するにあたり、できる限り年代の特定に努め、各書翰の翻印に続いて年代の同定・推定

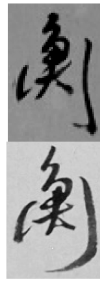
の根拠を、人名・事項に関する備考とともに記した。年代の同定・推定の方法としては、書翰に書かれた内容を一般的な歴史事象のほか、息軒・金陵とその交遊した学者・文人の伝記・史料に照らすことは言うまでもないが、息軒の筆跡の推移にも着目した。特に、息軒の署名「衡」の字体は、年代による変化が認められ、年代推定の一助となるので、参考としてここに典型的な字様を示しておく。



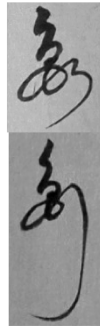
嘉永元年～六年



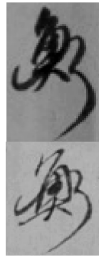
安政元年～四年



安政五年



万延元年～文久中



慶應～明治

次に、本書翰によって明らかになる事柄を略述しておこう。先ず書翰の年代については、嘉永元年1848が最も早く、明治

五年1872が最も遅く、前後二十五年間にわたる。左に掲げる通り年によってかなり多寡があり、資料の散逸も予想される。

嘉永元年1、同二年1、同三年5、同四年1、同五年1、同六年4、同五～六年2、安政元年12、同二年5、同三年8、同四年4、同二～四年4、同五年5、同六年0、万延元年13、文久元年8、同二年4、同三年1、万延～文久1、元治元年0、慶応元年0、同二年1、同三年1、明治元年1、同二年2、同三年0、同四年0、同五年1、慶應～明治初1

文事に関しては、従来あまりはつきりわかっていなかった漢作文結社「文会」に関するいくつかの情報が得られる。その開催時期は、書翰71により万延元年の開催が確認できるので、従来言われているように天保末から始まったとすれば、少くとも約二十年にわたって継続したことになる。同人宅を会場に持ち回りで、毎月十五日を定例として月例開催されていた。それ故「望会」とも呼ばれている。書翰37によればその発足当時の様子は、木下犀潭・塩谷宕陰・安井息軒の三人による『唐宋八大家文集』の会読として始まった。しかし会読の形式は継続が難しく、息軒の提案により席上で作文しその文について談ずる「談会」形式に落ち着いた。しかし文を作り文を談ずる形式になつてから酒肴を出すようになり、金陵や息軒のような酒客が揃っていたため会合時間も長くなりがちで、次第に宕陰等それを厭う同人も出てきて、禁酒が検討されていた。

息軒書翰に頻繁にその名が見える同人としては、藤森弘庵（処士）・三毛禎卿（和歌山藩）・瀬川剛司（中津藩）・保岡嶺南（前橋藩）・田口桂山（処士）・尾台榕堂（町医者）・藤田東湖（水戸藩）・浅田宗伯（町医者）らがあり、他に『六隣荘日誌』等によれば尾藤水竹（幕府儒臣）・渡辺樵山（のち和歌山藩）・橋口彦助（薩摩藩）・米良東嶠（日出藩）・岡田鴨里（徳島藩）・羽倉簡堂（幕臣）・斎藤誠軒（津藩）・土井聳牙（津藩）・杉江治右衛門（館林藩）・菱川仙蔵（佐倉藩）らが参加した。尾台や三毛など、金陵の学友と見るべき者もある。諸藩士が多く、平部嶠南（飢肥藩）や上村懸窩（熊本藩）のように江戸詰の時期にだけ参加する同人も少なくなかった。その末期には次世代を担った川田甕江・岡松甕谷・鷲津毅堂らが参加していたことも注目される（書翰71）。

息軒・金陵の家塾に關しては、息軒の三計塾に旧門人や新入の門人が相次いで収容しきれない場合、金陵の逢原堂に入塾依頼しているケースが複数回ある。またそれぞれの嗣子安井朝隆と芳野世行を互いの塾に学ばせている。

金陵に学僕希望者を紹介してほしいと依頼した書翰42からは、飢肥藩士であり儒者である息軒の日常的な職務が知られる。毎月六回、小川町（恐らく三計塾の所在と思われる）に出掛け、毎月九回、外桜田の藩邸に出掛ける。これが学僕を伴った息軒の公的な外出である。学僕にはその送迎と、そのほか子

女の送迎や買物、手紙の使いなどで、月二朱の手当を出していた。

自著に関する話題は、書翰78の南宋版『史記』の校勘・補注以外は稀である。その他、『十三経注疏』の貸借に関する記事が二回見られる。

政治に關しては、例えば、將軍家定の治世の初めに出された大船建造許可などの新令に対して、根本的解決になっていないことを痛罵している（書翰8・60）。藩主級の人物で話題に上るのは、徳川斉昭が筆頭で（書翰33・59・82）、小笠原長行がこれに次ぎ（書翰23・53）、板倉勝静の登用を歓迎する旨や（書翰1）松平春嶽の上疏文のことが見える（書翰64）。これは息軒が藤田東湖を介してたびたび斉昭に建議したことや、小笠原長行の事蹟に交流した学者として息軒の名が見えるのを裏付けるとともに、息軒の政治的立ち位置をも窺いうるものである。井伊大老暗殺については、「上巳は案外之大変」（書翰34）という淡白な感想しか漏らさないが、翌月には江戸追放になった藤森弘庵を行徳の寓居に訪ねている（書翰36）また安政五年後半から六年の書翰を全く欠いていることは、やはり「安政の大獄」の余波を認めるべきかも知れない。

息軒が門人など漢学書生を通じて広い情報網を持っていたことは、多くの書翰から読み取れる。しかも昌平坂学問所の書生と同程度に、蕃書調所の書生からの情報（書翰11・71）も知り

得ていたことが分かる。三宅友信訳『泰西兵鑑』への言及（書翰40）、鷹見泉石との交流（書翰49）、試作段階の薩摩藩の蒸汽船への高い関心（書翰6・7・12・15・76・83）などとともに、洋学との接点として注目される。

藩務に関することとしては、藩主・世子級の養子縁組や縁談の周旋に関わっている書翰が散見される（書翰24・26・30・32・55・70）。儒者という立場によって構築しえた藩の枠や身分の上下を越えた人的交流と情報網がこうした場合で生きたと推測され、本来儒者に期待された役割とは言えないにせよ、実際に儒者が果たした機能として注目される。

全体を通してみると、金陵宛息軒書翰は、両者が同地域に住み頻繁に面会する関係であったから、郷里や遠国への通信とは違って事件や風聞を細大漏らさず記す体のものではないが、多事多難な幕末期江戸に暮らした儒者の政治・社会・学術等への関心のありようと、彼らがその時代において持った意味を知る貴重な一次資料と言えるだろう。

## 二 翻印

### 凡例

- 1 各書翰の翻印の前に、同定・推定した年月日を丸括弧に括って掲出した。配列は年代順とした。
- 2 年月日の下に、今回の整理で附した通し番号を算用数字

で記した。

- 3 翻印本文については、読みやすさを考慮して、適宜、句読点を施し、毎行の字数は底本の体裁によらなかった。但し「―」のように簡条書にしている箇所等については改行して記した。

- 4 底本の誤記と思われる箇所には、傍にママを附した。

- 5 月日・宛名・署名については、必ずしも底本の体裁によらず、翻印本文末尾に続けて月日・宛名・署名の順で記した。

- 6 追伸については、底本で記されている位置にかかわらず、すべて翻印本文末尾に低二格にして記した。

- 7 翻印本文の漢字表記については、できるだけ底本の用字に従った。

- 8 底本の変体仮名は、平仮名・片仮名に改めた。

- 9 翻印本文の次に、\*を附して年代の同定・推定の根拠や備考を低一格にして記した。

（嘉永元年 1848 四月二十日）書翰番号 37

過日は御賁臨奉感愧候。賤痛逐日快候。端午前後二八大抵出勤仕候様可有之候。右二付、御歛にも参上仕兼候。御母子様共、御肥立宜敷可被入、恭喜此事奉存候。切餅小々御見廻之印込呈上仕候。御叱置被下度候。御高著感服仕候。例之蕪言相汚候。

尚又御取捨可被下候。扱先日田口相見、文會一件、鄙意之趣御伺申上候。塩谷は外ニ故障有之由候得共、第一ハ杜康を避候由。若如議相決候ハ、出席致候儀も可有之哉。瀬川も復禁酒之由、先日御話ニ而承知仕候。田口同様之儀、小生ハ禁酒ノ名ハ不用候得共、成丈盃蓋ニ遠かり度存候。醫生并塩谷毎度忠告、是非禁酒と申候得共、差支多候故、其名をさけ実を用候了簡ニ御座候。右之次第候得ハ、先大兄御一人之事御座候間、不図心付申上候。且先木下・塩谷三人ニ而相始候節は、酒をやめ八家文會讀と申事候得共、其儀相不叶、談會と相成候。此儀ハ小生主張致候。會讀も一二度位之事ニ而少益候間、席上ニ而文書候方可然也と存付候。是等之儀ニ付、御相談申上候事ニ御座候。猶又御勘考被下様奉願候。保岡ハ酒客候得共、定而異論も有之間敷、同藩ハ元より小戸、必可同此議候。且六月初ニハ帰郷仕候間、別段及相談間敷奉存候。不宣。四月廿日 金陵盟兄 衡拜

\*年代は、金陵の子女の生年月から推定した。金陵が恵まれた五男三女のうち、本書翰の日付である四月二十日に先立つ時期に生まれたのは、長男純蔵(1830～45)の四月、二女菅(1837～1915)の二月、三女〇(1848～1903)の四月二日である。一方、持ち回りで開かれた月例(定例は十五日)の漢作文の会である文会(同人塩谷岩陰によれば結社名は今雨社〈山形従役中詩〉といい、天保の末に始まり安政の

末まで続いたとされることを考え合わせると、三女てつの生年が該当する。

文会の同人としては、「田口」は息軒の正式の入門者ではないが弟子と称した人物。通称は田口文蔵、名を文之と言、江村と号し、後に幕府儒者となった。田口以外は息軒の知友と言すべき人々で、「瀬川」は中津藩儒の瀬川剛司。「三毛」は和歌山藩儒の三毛平角(字は禎卿、伯亀と号す)で、金陵の学友である。「保岡」は「安岡」とも書き、川越藩儒の保岡元吉(名は孚、嶺南と号す)。「木下」は熊本藩儒の木下業広(1805～67、犀潭・韓村と号す)。「塩谷」は息軒が最も親交のあった塩谷世弘(1809～67、岩陰と号す)。

(嘉永二年 1849 五月二十二日) 書翰番号 41

御手教薫讀、如貴諭漸時候相成候。愈御清適之由、奉恭喜候。御高著御投示、其内拜見可仕候。扱一昨日、病中見廻挨拶旁、岩陰相尋候處、痔疾再發、久敷閉居之由。一昨日始而出勤、上邸江罷出、留守ニ御座候。来月文會之儀、家内江申置候處、昨日書中ニ而、上邸歸路殊之外難洪、漸帰宅致候趣ニ御座候。右ニ付、小生望通り、来月文會ハ弊廬江致呉候得ハ都合宜敷由申越候。愈御願申上度候間、乍御苦勞御責臨被下度候。但十五日ハ寡君参觀御禮被仰出候事と存候。平部生も今一會罷出候様仕度候間、六日七日十三四、此四日之内、御閑日御示被下様奉願

候。田口江ハ小弥太便ニ而問合可遣候得共、御次手被仰合、御都合宜敷日御定被下度候。宥陰も右之躰ニ而北行被致候得は、性命難計、苦々敷事御座候。毎度々々御禮参上、鳴謝之心得候得共、未得閑日、何れ其内御高著持参、上堂可仕候。不一。

五月念二 芳野立蔵様 安井仲平拝復

\*年代は、宥陰の「北行」の時期から同定した。宥陰の主水野家が忠邦の老中致仕後、弘化二年に浜松藩から山形藩に転封されており、「北行」はその領国下向に宥陰が従ったことを指す。宥陰は嘉永二年八月に山形に赴き、三年五月に江戸に帰った（『宥陰贖稿』に「山形従役中詩」二十首を収録する）。

〔平部〕は、飢肥藩家老の平部嶮南（1815～80）で、藩命を受けてこの四月十二日から江戸に出ていた。嶮南の『六隣荘日誌』によれば、文会への出席は、これより先、弘化三年の参府時にも四・五・閏五・七月の四回の出席が確認でき、今度の参府時には嘉永二年の五・八・九・十・十一・十二月、同三年の正・二・四・八の十回が確認できる。嘉永二年五月十五日の文会は金陵宅で開かれた。六月ははじめ宥陰宅で開催予定だったが、宥陰の痔疾再発のため、息軒宅での開催にしたいと本書翰にある。しかし六月は飢肥藩主伊東祐相の江戸参府と重なったためか（実際には六月十五日に江戸藩邸到着）、『六隣荘日誌』には開催記録がなく、七月は山形に

赴く宥陰の別宴が開かれ、息軒宅での開催は八月十四日のことであった。「小弥太」は息軒門人で館林出身の古畑小弥太であろう。後出・書翰4にも「古畑便」とある。

（嘉永二年1850 五月二十四日）書翰番号42

霖雨瀟日、不堪鬱陶候。愈御清福奉恭喜候。毅候も廿日著府、念二日相尋候處、元氣之様子御座候。御注文之狐皮、紛冗中、小生失記、書通不仕候付、持参無之、何共恐入候。但御好候得ハ、書中ニ而相弁候由。尚又御面會御謀被成候様奉存候。扱何時之頃欵、学僕之儀被仰下候様覚申候。今以相望候者御座候ハ、一人相願申度候。尤供并使等為致申候間、随分忙敷御座候。小川町六度朝送候計り、屋敷九度四ツ前送候而、午後迎ニ参候。定候供ハ右通り候へ共、其外不時罷出候儀も有之、或ハ子供手習参候節、下女人支候節ハ送迎為致候儀も御座候。其餘買物、又は手紙使等ニ御座候。小使ハ月々式朱宛遣候。其外小役申付候儀も御座候得共、心掛候得ハ讀書之暇も随分御座候。平均致候而、半日被役と心得候得ハ大抵無間違候。供為致候故、餘り年取候者ハ氣之毒存候。若御意中、右様之者御座候ハ、何卒御世話被下様奉頼候。頓首。 五月念四 金陵詞伯 衡拝

\*年代は、「毅候」（塩谷宥陰の字）が無事に江戸に戻ったという記事から同定した。宥陰の近況を伝え、併せて息軒の家

塾で学僕を一名雇用したい旨を伝えている。

(嘉永三年 1850 六月二十六日) 書翰番号 57

両三日ハ大ニ凌能、御同慶奉存候。昨日ハ御手教、八月中、御在所御扈從被蒙仰候由、奉恭喜候。彼是御多用御察申候。弊廬も一昨廿四日全相復、益前ニハ修覆大抵相済可申候条、来月文會ハ弊廬ニ而も不苦候否也、此者ニ而御申聞被下度候。扱御旅行ニ付而ハ、拙序相認候様、承知仕候。差當り趣向も無之、出来候處無覚束候得共、折角腸を絞り可申候。

一、御藏書、又ハ御知音之方江、十三經注疏拜借相成候向ハ有之間敷也。若御心當り御座候ハ、御拮据奉願候。又拜。六月廿六日

\*年代は、書中にみえる「八月中、御在所御扈從」という金陵の動向から判断した。金陵は弘化二年八月に駿河田中藩に藩儒として仕官し(月俸十五人扶持)、嘉永三年九月に藩主本多正寛に従って初めて田中藩に赴任した(「金陵先生行実」)。したがって、嘉永三年の書翰と同定する。

息軒宅の「修覆」とは、この年二月五日の大火に類焼後、番町に移居した家の修復をさすと思われる。なお、息軒は先に天保十一年に『十三經注疏』を購入し所蔵していたが、本書翰で金陵に借用先を訊ねているのは、火災での焼失を伺わせる。伝存する息軒旧蔵『十三經注疏』(慶應義塾大学斯道

文庫所蔵)には、「毛詩」首卷に安政二年正月の書入れが見られると言うので、息軒がこの後、安政二年正月までに『十三經注疏』を再購入していることが分かる。

(嘉永二年 1850 十一月二日) 書翰番号 72

過日は御手教被成下、御高意縷々奉感愧候。劣女婚議、先方姉年齢之儀ニ付異論申出候由。何方も婦人議論同様之次第、尤之事御座候。秋元侯方も小生承り違候儀有之、女供殊之外心遣居候故、未返事も不致候處、今日田口相見へ委細相分り、女共も大略安心致候付、此方江相談可致也、内々申談居候。左様御聞被下度候。扱御高著、不相替例之妄評相汚申候。御宥恕可被下候。時下寒冷日相募候。書餘御自愛專要奉存候。不一。仲冬初二 金陵盟兄梧右 衡拜啓

\*年代は息軒子女の婚姻時期から判断した。「劣女婚議」は、息軒の長女須磨子(1828～79、安井小太郎の生母)の館林藩士田中鐵之助との縁談を指す。「秋元侯」とは館林藩主のことで、時の藩主は十代志朝。この年二十三歳の須磨子は当時としては晩婚で、田中鐵之助の姉がそのことに異論を唱えていたことが分かる。須磨子は嘉永三年十二月十日に嫁したが、結局半年あまりで不縁になり家に戻った。

(嘉永二年頃 1850 十一月五日) 書翰番号 73



逐日凜烈、愈御清福被成御凌、奉恭喜候。然ハ御文章例之通り相汚申候。間違のミと存候。猶又御取捨被下度候。今日、築地迄参り、御方角用事有之、人遣候付、乍次手返壁仕候。書餘十三日可面縷候。不一。十一月五日 衡拜

兼而御願申上候学僕、四五日前、熟談引越申候。段々御心配奉多謝候。此段御案内申上候。又拜。

\*年代は、前掲・書翰42に見える息軒が金陵に斡旋を依頼していた学僕が、この時期に決定したものと考えられることから推定した。

(嘉永二年1850 十二月十三日) 書翰番号78

御手教薫讀、如貴諭嚴寒御座候處、愈御清適奉恭喜候。御約束之屑麦御恵投、奉多謝候。過日御貴臨、例之失待候處、御丁寧被仰下候趣、不堪赧顔候。御回禮御帰郷御欲旁拜趨可仕存候得共、此節史記校合相始、惜寸暇未能果。十八日屋敷出勤、校合も出来不申候付、何れ午後より参堂仕心得御座候。差當り故障之儀も御座候間、御待被下候儀は堅く御断申上候。十五日、訳もなき事二而勞尊慮候段、慚入次第御座候。小々ハ訳も御座候。其儀ハ追而可面縷、當分之處ハ史記校合・補注之儀、主人被命置候處、類焼彼是二而打捨置、何れ来出府迄二ハ卒業不致候而ハ申訳無御座候。當暮来春休業之内、校合丈是非相済申度候。右兩月之處ハ先御断申上度奉存候。御出席候ハ、乍憚宜

敷御致聲奉頼候。書餘十八日可面縷候。不一。臘月十三

\*年代は息軒が『史記』の校合・加注に取り組んだ時期と、飢肥藩主の動向等から推定した。書中の「史記校合」は、息軒の遺稿『史記考(校) 文補注』(慶應義塾大学斯道文庫所蔵)として残るものに当たると考えられる。弘化中、伊東祐相が米沢藩上杉家から建安黄善夫刊の宋版を借りだして影写し、息軒がその校正と補注に当たったものという(高橋智論文)。一方、藩主祐相の江戸参覲は、弘化二年六月〜同三年八月、同四年六月〜嘉永元年九月、同二年六月〜同三年八月、同四年六月〜で、以後宿痾のため長く帰国しなかった。また、息軒宅は嘉永三年二月五日に大火によって「類焼」していることを考えあわせると、本書翰は嘉永三年十二月のものと同定される。

(嘉永四年1851 五月八日) 書翰番号43

不順之時令候處、尊門御揃愈御清適奉恭喜候。過日は尊什御投示、奉感誦候。例通り蕪言相汚候。尚又御取捨可被下候。先月は劣女儀二付、態々御貴臨、奉感荷候。其後御禮参上可仕處、忌明後感冒、去月念八始出勤。其後も彼是用事差湊ひ、今以不能拜趨、失敬恐入候。近頃も劣女懇意之婦人相頼及兩三度、意趣とくと相尋候處、何分熟縁調兼候模様二而、窘入候。委細ハ其内参拜可奉面縷候。塩谷・杉江も右段相断申心得候得共、

前文多用、且一昨日迄二愈不熟之儀見切申候二付、何方江も不沙汰仕候。病氣も今以全快不仕、先達ハ血痰出候故、頗心配仕候處、其後相止、四五日前よりハ耳餘程疎く相成、大聲不致候而は通兼候。兎角女子之常態二而、心配氣鬱仕候より種々之病症動候事与存候。諸事御心配被下候故、諄々似婆子候得共、任次手奉縷述候。不一。五月初八 金陵盟臺侍史 衡拜

\*年代は息軒の子女の離婚時期から判断した。前掲・書翰72に既述の通り、息軒の長女須磨子は嫁して半年余りで嘉永四年六月に離縁している。恐らく五月には既に精神的に病んで、家に戻っていたものであろう。

(嘉永五年1852 二月十四日) 書翰番号22

春寒退兼候得共、愈御清福奉恭喜候。十五日瀬川御主家御故障有之、會主相断候由申越候。定而御承知之儀と奉存候。舊臘不参、正月休會、餘り御疎遠二付、三毛江申遣候處、同人宅御出被下候様二と申事御座候。尤御屋敷御門限五時限二付、正九時御参着相願度段被申候。其思召二而御貴臨奉願候。俄之事二而人使ひ拂底之由、幸便御座候故、小生より申上候。川角太閤記、舊臘出来之由二而一部相送候。大兄江も定而呈上被致候事と存候。右謝禮如何致候而可然也。一切世上二不接候故、箇様之儀誠二不案内二御座候。大兄同様仕度候間、思召之程御垂示被下様奉願候。不一。十四日 金陵盟兄侍史 衡拜

\*年代は、書翰中に見える『川角太閤記』の刊年から同定した。同書は五卷五冊、江戸初期の川角三郎右衛門編纂にかかると豊臣秀吉の伝記である。和歌山藩儒三毛平角が嘉永元年に藩務のため和歌山に滞在した際に写本を入手し、翌年江戸に帰って男弘道に浄書校訂させ、安積良斎と三毛の序を冠して同四年に刊行している。「瀬川」「三毛」は既出の中津藩儒の瀬川剛司と和歌山藩儒の三毛平角。

(嘉永五年1852 十月二日) 書翰番号65

寒冷之候、愈御清福奉恭喜候。然は熊本藩上村彦次郎と申仁、先年長々都下留学、文會二も出被申候。當五月世子侍讀二而出府、此度も文會入社相願度段先達申聞候。人物は至極朴直二而文章も随分出来申候。御故障之儀も不被為在候ハ、御聞濟被下度、小生よりも御願申上候。此段書中大畧失敬之段、萬御海容被下度候。不一。十月二日 芳野盟兄侍史 衡拜

\*年代は、熊本藩儒上村彦次郎(1818～68、懸窩と号す)が世子の侍講になった年から同定した。上村は息軒の正式の入門者ではないが弟子と称した人物のひとり。

(嘉永六年1853 八月八日) 書翰番号58

昨夜は好雨、格別涼氣、御同慶奉存候。先日は偶御過訪被下候處、折悪敷不在、失敬奉存候。併邂逅拜晤、奉清誨、自慶不過

之候。其節も申上候具足之儀、屋敷之方申遣候處、右具足先達而他江相拂候由、不都束之儀申上候段、恐入候。幾重にも御海容被下度候。扱小生申付候具足師は、深川八幡江參候取付之橋手前より左折一貳町參候而左側之裏ニ罷在候、岸孫八郎と申者ニ御座候。胴本鍛ニ而、袖佩立半頬相除、耆領五両貳分ニ而仕立申候。當時、賣物は太抵有之間敷、縦令有之候而も格別高料御座候間、仕立被仰付候方可然也奉存候。糶町三丁目横丁切屋、弊廬へ立入候者、具足貳領致所持候由申候故、直段承候處、三四拾両之由荅候。平生ハ拾両内外之品、右通り之直ニ成居候間、仲々書生之手ニハ入兼申候。猶又御勘考被成候様奉存候。右御断旁早々以上。八月八日 金陵盟兄 衡拜

\*年代は、書中に見える武器の高騰から推定した。ペリー艦隊来航によって武器の値段が高騰した時の書翰と考えられる。

(嘉永六年 1853 九月二十二日) 書翰番号 60

逐日秋冷相増候。先達より貴恙被成御座候由、如何御座候也。定而御快方致恭察候得共、尚又御調護專要奉存候。扱先夜は尾臺より貴文送越候處、折節客来、醉中不始末、其後搜索仕候處、今以見出不申、恐悚之至、申訳も無之仕御座候。乍御面倒其内耆本御浄寫、古畑氏ニ而御投附被下様奉願候。時事も拝借造船等、追々新令出候得共、根本之處一切依然、此躰ニ而は何

事も出来立申間敷、不堪浩歎候。大厦将覆、非一木所能扶、世之衰乱ニ赴候ハ、誠是非なき次第御座候。不一。九月念二金陵盟臺侍史 衡拜

\*年代は書中の「拝借造船」等の「新令」の時期から推定した。この年六月二十二日に十二代將軍家慶が歿し、七月に家定が継承し、十月に將軍宣下を受ける。幕府は九月十五日に諸藩の大船建造を解禁し、また海防の費用に充てるために旗本に知行に応じた釀金を布告している。息軒らがこうした諸策を厳しく批判していることが分かる。

なお、「尾臺」は吉益流古方で知られた町医者尾台良作(1799～1871、榕堂と号す)で、尾台は金陵とは亀田綾瀬塾の同門に当たり、文会の同人である。「古畑」は既出の息軒門人で館林出身の古畑小弥太か。

(嘉永六年 1853 八～九月二十八日) 書翰番号 66

秋冷愈御清福奉恭喜候。先日ハ推參御懇饗ニ預り、奉多謝候。其節拝借仕候燭籠寫物、返璧仕候。御落手被下度候。中川一條、画餅相成候。田口江一手段談置候。此外ニ策有之間敷候。乍憚御次手右之趣被仰通被下度候。扱近来得一法候。珍敷存候ニ付、入御覽候。

當帰 附子 根芎 黄芩 犀角  
右白漿ノシボリかすニ而用由。胸痛ツカヘ、腰ノ抜タルニ

妙ナリ。根芎と申葉種未詳候。御承知候ハ、御しらせ被下度候。

一、南部之城江三萬人押寄、甲冑ニ而籠城之躰罷成候由。先年重役相勤候者之子兩人、山越ニ而田舎道素足ニ罷越、小石川屋敷江かけ込訴致候由。千葉某、中川侯へ差出候書付ニ相見候。無相違事与相見候。右書付、他日、御廻し可申候。出勤前、早々不一。念八 金陵盟臺侍史 衡

\*年代は、書翰後半に記される南部地方の暴動から推定した。南部藩三閉伊で前後二度に起こった大規模な百姓一揆のうち、後者のことを指すと考えられる。はじめ弘化四年に起こり、藩主が免税等の要求を容れて一端沈静化したが、間もなく再び圧政に戻ったため、嘉永六年に再蜂起した一揆勢は藩領を越えて仙台藩領に越訴した。

(嘉永六年 1853 十一月七日) 書翰番号 8

御手教薫讀、寒威中愈御清適奉恭喜候。新令有無一條、有識者御同慨、宥陰も此躰ニ而ハ不能不言と被申候。一昨、藤東來訪、一通論弁仕候處、此儀ハ如何様共相成候勢、先安心仕候。彼一條も愈無心配筋御座候。四五名之中、松浦一見、長島再、其外ハ半面之識無之、辞氣顔色少も心遣之儀無御座候。御安心可被下候。藤森漢牘も轟生口中とハ大相違御座候。但和牘中、小々心遣之儀御座候得共、水藩ニハ絶而關係無之、猶宥陰より

善後之策論弁御座候由。大抵無事ニ相治り可申存候。水・藤様子ハ十五日閑室ニ而可縷述候。必御配慮御無用奉存候。只今宥陰相見、酒興勃勃、三毛相尋候筈ニ付、醉中乱筆失敬、御海容被下度候。不一。仲冬初七 芳野様 衡拜復

\*年代は書中の「新令」や藤田東湖の動向から推定した。

「新令」は、前掲・書翰60にも見える大船建造解禁などをさすと考えられ、息軒や宥陰らがこれを憂慮していたことがわかる。「藤東」は水戸藩の藤田東湖(1806～35)のこと、この年七月、將軍の代替わりを機に前藩主斉昭が幕府海防掛参与に任じられると、七月六日に水戸にあった東湖は江戸藩邸に召出され、海防御用を命じられている。東湖の「嘉永六年日記」から関連記事を拾えば、七月二十一日に金陵が東湖を訪問し、八月七日には息軒・宥陰が東湖の不在中に訪問し、同十七日には東湖が宥陰を訪問し、同十九日には東湖が息軒・宥陰を招待し、十月十九日には金陵・宥陰が東湖を訪問し、十一月五日には東湖が息軒を訪問している。本書翰にいう「一昨、藤東來訪」がこの十一月五日の訪問に他ならぬ。

(嘉永五・六年 1852～53頃 五月三十日) 書翰番号 47

梅雨連日不順之時令候處、愈御清福奉恭喜候。文會改卜御問合申上候處、十三日御閑暇之由、別而都合宜敷仕合存候。暑中遠

路乍御苦勞、御貴臨奉願候。御文殊之外相汚、恐入候。亦心所謂否非敢不告二而御座候。猶又御取捨被下度候。泰仲不幸、御文二而始承知、氣之毒之儀御座候。何れ其内見廻可申候得共、若御面會候ハ、乍憚宜御致意奉願候。不一。五月晦 衡

\*年代は、息軒の署名「衡」の字形など筆蹟から推定した。

「泰仲」は、金陵の親友で、息軒も交流のあった江戸の町医者昆泰仲（1786～1858、淵齋と号す）。細井平洲に儒を、二宮桃亭・吉益南涯・村井琴山に医を学び、天保中より十五年間にわたり小石川養生所の医務を担当した清廉の医（金陵「昆子典墓碣銘」）。

（嘉永七年1854 正月二十六日）書翰番号31

昨夜は参拜、御盛饗奉多謝候。南部書牘寫、返璧候。御落手被下度候。誠驚人候次第御座候。冑御多用中呉々難有奉存候。到来之品小々御令閨江差上度候。御禮之印込御座候。御叱置被下度候。浦賀口之形勢相変候儀御聞込御座候節は、乍御手数桜田屋敷通用門込御書通奉願候。是よりも同様相心得可罷在候。不一。孟春念六 金陵盟臺侍史 衡

\*年代は、「南部書牘寫」が書翰66に既述した三閉伊一揆の情報に関する内容であろうこと、また「浦賀口之形勢」がペリー率いる米艦隊が正月十六日に浦賀へ再来港したことを指すと考えられることから推定した。

（嘉永七年1854 三月十八日）書翰番号82

過日は御盛饗奉多謝候。帰宅報三更、始而例之長坐相暁、嚙々御退屈恐入候。昨日、常州生相見、水府老公十一日より御病氣二而御引込被成候由。御実病候也、相尋候處、微笑致候而、其儀ハ不存候得共、容易二御登城ハ有之間敷段答申候。下田邊七里之間、米夷巡見願出候由。彼之七里ハ我三里之由。右三里間、公領・諸家散封・旗本領入合候處、女人・牛抔取除候様申出、殊之外面倒之由。善後之策御座候得ハ、天下之事猶可為と少しハ相頼罷在候處、案外之次第成行、不覚痛哭仕候。扱蒸氣船図、御寫相濟候ハ、此者二而御投示被下度候。時候漸宜敷相成候。若御郊遊等思召立候ハ、御供相願、散積鬱度候。早々。十八日 金陵盟臺侍史 衡拜

\*年代は、「下田邊七里之間、米夷巡見願出」が嘉永七年三月にペリーが条約締結のために下田に来航した時のことと考えられることから推定した。ペリーは三月三日に神奈川で幕府と和親条約に調印した後、下田に移り、四月には更に箱館に向かい、五月に下田に再寄港して下田条約に調印した。徳川斉昭は、前年秋冬から外国使節の要求に応じようとする幕府の対応に反対してしばしば建議し、それが容れられないと見るや海防参与の辞職を請うていた。「御病氣二而御引込」は、条約締結に対する不満の意を表明したものであった。

(嘉永七年 1854 六月二十五日) 書翰番号 56

不順之時令候得共、愈御清適奉恭喜候。勢尾濃江地震、如貴諭夥敷評判候。松平撰津守様家中噂二而ハ、右地震二付、別段飛脚も不参候得は、為差儀二ハ有之間敷申居候由。先年信州よりハ手輕方可有之候得共、餘程之變と相見候。扱先達は拙文早速御高評、奉多謝候。御高著今日社、返壁仕候。例之塗抹、失敬御海容被下度候。當年は自ら衰憊を覚申候。當分之模様二而は、涼氣相催候迄ハ拜趨も出来兼可申候。若山之手御通行も御座候ハ、御賁臨奉待候。不一。六月廿五 金陵盟兄侍史 衡拝

\*年代は各地で頻発した地震から推定した。「勢尾濃江地震」は、嘉永七年六月十四日の近畿地方の大地震を指し、それよりも大きかったという「信州」の地震は、弘化四年三月二十四日の信州越後地震を指すと考えられる。

(嘉永七年 1854 十月十九日) 書翰番号 68

藤田より明日罷出候様申越候二付、参候盛りニ返事致置候。同人書面ニ別紙相添、大兄・宥陰江御廻申上候。定而御覽被下候事と奉存候。然處、只今宥陰より晡後より悪寒之氣味ニ付、参兼候由申越候。大兄ニハ如何御座候也。於御出は御供可仕候得共、若又御故障等之儀御座候ハ、小生一人ニ而ハ興味も有之

間敷候二付、相断可申候。明日一日閑暇を願候書面二付、於相断は早朝不申遣候而ハ、藤田不都合之儀と存候付、今晚御問合申上候。此者二而御回示奉願候。不一。十月十九日 金陵盟兄侍史 衡拝

\*年代は、本書翰が従来よく知られている東湖から息軒への書翰(水戸市所蔵、嘉永七年十月十九日付)の返書であると考えられることから同定した。この日の早朝、東湖は息軒に、翌二十日の来駕を請う書翰を出した。これを承けてすぐに息軒から金陵・宥陰に宛てた廻状が出され、一旦は金陵・宥陰兩人から「晴雨共罷出可申候」との返事があつた。しかし午後になって宥陰から息軒に悪寒がするので断りたい旨の書翰が来たので、夜分ではあるが息軒から金陵に再度問い合わせの書翰が出されたものである。

(嘉永七年 1854 十月二十二日) 書翰番号 12

過日は例之爛醉、失敬仕候。乗氣船ノボリ拜観之儀、三君御同道仕度段、安田江申通候處、致承知候。然共、小生一名ニ而上向江願立候二付、やはり同藩之躰ニ而同道可致旨申越候。左様御承知被下度候。安田は御上屋敷住居候。一旦彼長屋相尋、其後田町御屋敷同道致候由。依品小々手間取可申候間、宥陰宅江亭午御出相成候様御出宅被下度候。頓首。孟冬念二 金陵盟先侍史 衡

\*本書翰と、以下の書翰15・7・6・83・76の年代については、書中に見える薩摩藩の製造にかかる蒸気船観覧の記事から推定した。島津斉彬が推進した洋式造船は、雲行丸の蒸気機関の装備が完成をみたのは安政二年七月のこととされるので、本書翰も翌安政二年の十月のものである可能性がある。

しかしながら、次に掲出する書翰15には東湖と見られる「藤田」が観覧に同行することが記されており、周知のように東湖は安政二年十月二日の震災で死亡したことを考え合わせると、安政二年と考えれば矛盾が生ずる。一方、以下の書翰に見るとおり、薩摩藩製造の蒸気船はこの時点ではまだまだ蒸気漏れなどの不備が多く、そのため息軒らの観覧は当初予定の十月二十八日から十一月十日、十一月二十八日、十二月九日とたびたび延期を余儀なくされており、この蒸気船が完成前の試作段階であることを思わせる。したがって、嘉永七年冬の書翰と推定する。

(嘉永七年1854 十月二十七日) 書翰番号15

時下寒冷、愈御清適奉恭喜候。然は昨日薩州安田相見江、蒸氣船湯鑪より氣泄候二付、此節修覆取掛り、廿八日一見之儀不都合候間、来月初改下致度段、被申聞候。幸藤田も相見候二付、相談之上、来月十日ニ相約候。若御両君十日御故障候得ハ、九日十一日之内改下可仕候。来月二日迄ニ御報被下度候。○七日

は例之先祖祭ニ而終日遊候。御閑暇候ハ、午後より御賁臨奉願候。尤真率會ニ而魚膾猪羹之外、何も差上不申、唯酒無量候。藤田ハ同意御座候。塩谷江も今日申遣候。小々之儀は御練合御枉顧奉待候。不一。孟冬念七日 金陵盟臺侍史 衡拝

\*年代の推定については、前掲・書翰12を参照。

(嘉永七年1854 十一月九日) 書翰番号7

過日は御賁臨被下候得共、例之御失待、背本意候。然は昨日薩州安田より書通、蒸氣船製作失宜候處有之、修覆多相成、未成就不致候二付、明日拝観ハ延引致度段申越候。出来之上、彼より案内致答二候。十五日會上可面縷候。左様御聞可被下候。

一、御願申上候平手清秀画像、題言并図一幅差上候。乍御世話、書手江御詫申候様奉願候。題言中、某君ハ當人名字を填度候間、某字御除、君字上二格を空候様御相談被下度候。阿藤傳清書之上、可供電覽申上置候得共、再考仕候處、尊評を得候上、淨寫仕候方都合宜敷候間、是亦附呈候。御痛正奉願候。頓首。 仲冬初九 金陵盟先侍史 衡

\*年代の推定については、前掲・書翰12を参照。

「平手清秀画像、題言并図」は、息軒が加賀藩老横山氏の臣で平手の後裔にあたる者から清秀の画像の上に題言を記すよう依頼をうけて撰文したもので、『息軒遺稿』卷三に「題平手清秀上書図」を収録するほか、塩谷宕陰にも依頼したらし

く『宕陰存稿』補遺にも「平手五郎右衛門画像記」を収録する。金陵への依頼は、息軒と宕陰が撰した文の揮毫を書家に仲介してもらったことであつた。また「阿藤傳」は、飯田藩の烈婦山口藤の伝で、『息軒遺稿』巻四に収録する。

(嘉永七年1854 十一月十一日) 書翰番号74

寒威漸催、愈御清適奉恭喜候。先日印章取落候二付、差上申候。天下之拙書、印章も不用二付、關防・名字只一顆宛所持仕候。名字之方ハ細楷ニハ太過候様考候ニ付、別ニ拙劣之名章一顆附往、御見計御用可被下候。若兩顆共不堪用候ハ、別ニ一章相挑マツ可申候。御在宿候ハ、此者ニ而御誨示被下度候。

一、昨日、見付驛急歩、麴町江到着。濱松迄ハ駿河同様之大震之由。一昨日、昌平生参り、尾州城破壊之由申候。実否未詳候得共、見付飛脚之話ニ而ハ、彼邊も餘程震候事と存候。実ニ意外之大震、貴説通り十月之交不啻候。

一、魯船ハ三日ニ沖之方江移碇之由致風聞候。愈左様候ハ、預地震を察候儀ニも御座候也。御聞込之儀御座候ハ、承度奉存候。頓首。 仲冬十一日 金陵詞伯侍史 衡

\*年代は、書中の地震記事等から推定した。嘉永七年十一月四日に東海地方一帯に大地震が発生した。「魯船」は、条約交渉のために下田に停泊中のプチャーチン一行と考えられ、一行が乗り組んでいたディアナ号も地震による津波をうけて

大破している。

(嘉永七年1854 十一月二十六日) 書翰番号6

入寒来却和暖、御同慶奉存候。薩艦拝観、廿八日相極申候。塩谷四時より出掛候由。其思召ニ而金杉橋側水茶屋迄御出被下度候。昨夜風雨ニ而、大抵堅晴、念八天氣宜敷事与存候得共、若雨又ハ大風等候ハ、改卜可致候間、御閑日御申聞被下度候。塩谷ハ三十日閑日之由候得共、十之日ハ朝講大森邊より参者有之、午後講松平山城守様世子御出、何も遠方空敷相帰候而ハ心外之至、前以相断候事も、大森迄人遣候儀大事ニ御座候間、何分操易兼候。其餘ハ何日ニ而も操合出来候間、無御遠慮御閑日御申聞可被下候。塩谷は至極多用之由、念八晦日風雨候ハ、無構罷出候様ニと申事ニ御座候。書面之趣、却而迷惑之躰相見候間、念九御閑日候ハ、念九ニ而も可然也。菟も角も思召次第御座候。和蘭献上之蒸氣船觀光丸も拝見致候手續ニ致置候。尤詰合次第ニ而如何相成也、難計候得共、多分拝見出来候事与存候間、成丈薩船 公儀江御引渡不相成以前、参度候。其思召ニ而念八外之御閑日御申聞被下度候。頓首。 仲冬念六 金陵盟先侍史 衡

\*年代の推定については、前掲・書翰12を参照。

(安政元年1854 十一月二十八日) 書翰番号83



過日は御賁臨御苦勞奉存候。殊ニ太郎江種々御恵投、奉多謝候。扱東湖方江閑日問合候處、別紙通申越候。朔日之方都合宜敷様相見候。小生も同様ニ御座候。芳野ハ朔より三日宜敷様子候得共、朔日も操合ハ出来候由。兩日之内、御決著御回示被下度候。且乍御手数、芳野江ハ期日御通被下様奉頼候。不一。念八 宥陰盟先侍史 衡拜

\*本書翰に直接、蒸汽船のことは見えないが、「朔日」「三日」は延期を重ねている蒸汽船観覧の日程を指すものと考えられる。「太郎」は、息軒長男朝隆（1842～63、通称棟蔵）のことであろう。

(安政元年1854 十二月四日) 書翰番号76

御手教薫讀、寒威稜峭、愈御清適、大賀此事奉存候。平出題辭淨寫相濟、態々御為持奉多謝候。見事ニ出来、劣文増七分之采、不堪自慶候。其内御當人江可鳴謝候得共、若御逢被成候ハ、可然被仰通候被下様奉願候。望會盛饗、小生も兼而左様ニ存罷在候。拙文御廻し之儀は恐入候得共、此會之規定ニハ無相違候間、思召次第御取計被下度候。鄙稿御留置、承知仕候。御心付之儀ハ不被指置、御加筆被下様奉願候。右稿ハ擇候本ニ無之、別而蕪穢奉恥入候。佃軍艦七百金ニ而請負、日々引候由、兼而承り、是非一見存候處、御挑潑ニ付興味勃興。明日未刻より御尋可申上、尤乗合船之儀も承置候ニ付、一人二而も

不苦、御故障候ハ、必御待被下ニハ不及、若御閑日候ハ、御同伴奉願候。宥陰も相挑可申存候。薩人昨日相見、九日ニハ愈待入候間、午時ニ參候様申置候ニ付、午中刻ニ可相成申置候。尚明日可縷述候。不一。臘月初四 金陵大兄侍史 衡

\*本書翰の末に言う「薩人昨日相見、九日ニハ愈待入」は、恐らく蒸汽船観覧の日程をさすものである。また、冒頭に言う「平出題辭」は、恐らく書翰7に見える「平手清秀画像題言」のことであろう。

(安政元年1854 十二月二十五日) 書翰番号77

御高文、昨夜迨拝閱仕候ニ付、奉返璧。例之蕪言失敬奉存候。阿藤傳未領様存候。御高評被下候ハ、此者ニ而御返却被下度候。長崎鎮臺、英将与之問答、御寫取被成候也。當分御不用候ハ、拝借奉願候。不一。臘月念五 金陵盟先 衡

\*年代は、前掲・書翰7に既出の「阿藤傳」が書かれた時期から同定した。

(安政二年1855 正月十八日) 書翰番号3

過日は例之大酔、失敬仕候。尔後逐日和暖、愈御清適奉恭喜候。然は南部産けふのほそ布と申物、古来和歌ニ讀候而、けふのほそ布胸あわず、など、相見候故、衣服ニ用候小幅之布と存居候處、此節一見致候得は、仲々布ニ製候物とハ不相見、絲太

理疎にして、幅五寸位も可有之。右は何二用候物二御座候也。

若御承知無御座候ハ、何卒御懇意中有職家、又は南部人江御次手御問合被下様奉願候。先日此段御尋申上候心得候處、為木野狐所魅、致失念候二付、乍畧儀以書中御質問申上候。不一。

正月十八日 金陵盟臺侍史 衡

\*年代は署名「衡」の字形や、金陵の知人の南部人に問い合わせを依頼していることから、南部藩一揆に関する書翰より以降のものと考えて、推定した。

(安政二年1855 正月二十七日) 書翰番号4

爾後和暖、愈御清適奉恭喜候。今日、藤田相見、来月七日五半時、彼宅御出被下様相願度段申置候。塩谷・藤森君与我四人御座候。塩谷江は今日申遣候。乍御手数、藤森江御通奉願候。若皆様御故障候得ハ、十七改卜之由申居候。應否之儀来月二日頃迄二ハ相分候様致度由御座候。塩谷故障候ハ、朔日迄二尊宅迄御案内可仕、同意候ハ、別段申上問敷候。大兄、藤森様子次第、藤田江御報被下様奉願候。於御出は、小子方江ハ御垂示二不及、若御故障候ハ、二日古畑便二而御しらせ被下度候。頓首。 正月廿七日 金陵盟臺侍史 衡

\*年代は、書中に見える来二月七日の東湖による金陵・息軒・宥陰の招待が、東湖日記の記事と一致することから同定した。安政二年二月七日の東湖の日記に「安井塩谷吉野三子

来終日談論」と見える。

(安政二年1855 三月十一日) 書翰番号21

過日は御枉顧、殊二劣女江結構成二品御恵投被成下、奉感愧候。折悪敷不在、遺憾奉存候。魯夷約定、御垂示奉多謝候。寫書之者小恙、漸昨夕より取掛候。少々手間取可申候条、此段御聞濟奉願候。御高文拜見仕候。毎度失敬、恐人候。今日御近所迄使差出候二付、乍次手返璧仕候。書餘十五日可面縷候。頓首。 三月十一日 金陵盟先侍史 衡

\*金陵から贈られた二品は、安井家の女への結婚祝であったと考えられる。その女は、息軒の長女須磨子(1828～79)、安井小太郎の生母)のことで、先に館林藩土田中鐵之助に嘉永五年十一月十五日に嫁したが不縁になり、旗本奉公などしていたが、この春に塩谷宥陰の媒酌により息軒の門人で久留米出身の勤王家北有馬太郎(1826～61)に再嫁した。このほか息軒の二女美保子(1832～37)、三女登梅子(1835～40)は先に歿し、家には四女歌子(1840～62)があった。「魯夷約定」は安政元年十二月二十一日に締結された日露和親条約のことであろう。

なお、須磨子の再婚時期については、『安井息軒書翰集』が安政三年とするが、小高旭之が北有馬太郎の漢詩集を根拠に安政二年春とし、本稿は後者に従う。

(安政二年1855 四月一日) 書翰番号35

御手教薫讀、愈御清適奉恭喜候。七日御招奉多謝候。繰合拜趨可仕候。東湖其聲載路候由、盛成事御座候。蝦夷新聞只今より相楽罷在候。書餘其節可面縷候。不一。四月朔 金陵盟先侍史 衡

\*年代は東湖の事蹟を参照して同定した。「東湖其聲載路」とは、安政二年二月十九日に水戸藩側用人に再任されたことを指すと思われる。

(安政二年1855 六月四日) 書翰番号48

酷暑如焮候。如何御凌被成候哉。小生氣息不絶計り候。所頼は小楼多風、所謂庶人之雌風、不足稱快哉候得共、蓬頭裸躰、其中二高臥、僅相支申候。此炎威二而蕃客も無之、禁酒後、本性二復候哉、一滴不能飲、不堪無聊候。御閑日二は未明より御賁臨、乗月御帰被成候様奉願候。但二七并八日は御避被下度候。御高著長々御留、恐入候。苦熱中、僭批殊二疎漏、御海容被下度候。五六日前、箱館書牘相達候。先書申上候英夷亂妨一條、船將償金差出相濟候由。其後堀鎮臺英船被乗、格別之欲待二船中一宿。翌日上官之者共、音楽二而送候由。翌々日、英船四隻不残退帆、十日頃坎と存候。定而佛船同様、漢薩加二赴、魯夷戦争相始候事与存候。右躰洋夷之勢難料二付、鎮臺より建白之

儀御座候由。其事ハ何共不申越候。若庶議御聞込御座候者、御垂示奉願候。頓首。六月初四 金陵盟先侍史 衡

\*年代は、外国船寄港の年代と、筆蹟から推定した。安政二年四〜八月には、英仏の軍艦がたびたび箱館港に入港し、英国東印度艦隊司令長官スターリングは箱館奉行竹内保徳と何度も面会している。

(安政二年1855 三月二十一日) 書翰番号25

過日は御枉顧奉多謝候。不相替失敬不堪汗赧候。扱北有馬太郎儀、昨夜書状相達候。十七日飯岡到著、至極模様宜敷、規定兩三條弁論致候處、何も承伏、於江戸考へ与ハ別段之事二而、致安心候由。此度込ハ盟臺并渡君江も御禮書差上兼候間、小生より宜敷申上候様申越候。左様御聞被下度候。隱居平左衛門儀ハ餘程面白人物二而、奥富五兵衛流亜と申越候。此五兵衛と申者ハ小生も一相見、餘程之人材御座候故、大ニ致安心候。雨中古畑帰路差急候二付、先御禮込早々不一。三月廿一日 金陵盟臺侍史 衡

渡君江も御禮書可差上處、前文次第二付、不能其儀候。乍憚御次手可然被仰通被下様奉願候。又拝。

\*年代は息軒の長女須磨子が再嫁した北有馬太郎（前掲・書翰21既出）の動向から同定した。北有馬は前年春に須磨子を娶り、一昨年秋から学舎を開いて学問を講じていた入間郡奥

富村（現狭山市奥富）で結婚生活を始めたが、この時に居を飯岡（現成田市飯岡）に移し、豪農大河家に寄寓した。「隠居平左衛門」とは大河氏のこと、「奥富五兵衛」とは奥富での寄寓先であろう。「古畑」は既出の息軒門人古畑小弥太。

（安政三年 1856 四月二十日）書翰番号 52

望八失敬仕候。拙文御手元江差上候由。御点竄被下候ハ、此者二而御投付被下度候。若未候ハ、緩々御覽被下候而宜敷候。琉球約定并薩藩入城手續書、塩谷より御廻申上候様被申候二付、差上候。御落手被下度候。痛所依然依舊候。十七日より尾臺江轉藥致候。女按摩、尾臺同町江妙手御座候由、同人噂二御座候。召寄手筋致置候得共、未參候。早々。 首夏念日 金陵盟先侍史 衡

\*年代は、琉球と外国との条約締結時期と息軒の病氣、および筆蹟から推定した。琉球が諸外国と結んだ条約は、嘉永七年六月の米国との修好条約、安政二年十月の仏国との和親条約、安政六年六月の和蘭との和親条約などである。「薩藩入城手續書」については未詳だが、ひとまず米仏との条約締結後の時期と推定する。また、後掲・書翰18（安政四年三月四日付）に「地震以来物入多、殊に去年病氣、大風中」とあり、安政三年中に息軒が病氣を患ったことが分かる。以上から安政三年のものと推定する。なお、息軒が治療を受けた一

女按摩」を紹介した尾台榕堂の住所は日本橋北横町であった。

（安政二年 1856 五月二日）書翰番号 40

先月中ハ御感冒之由、其後如何御渡候哉。最早御全快と存候得共、猶又御調護専要奉存候。小生、從御懇教、築地盲婆療治相頼候處、相應仕合存候。今日より又復出掛申候。泰西兵鑑序一篇上木相成候由、御多用中恐入候得共、何卒十五日會迄二御痛正被下様奉頼候。紛冗中要用のミ。卒々頓首。五月初二 金陵盟先侍史 衡

\*年代は書中に見える書籍の刊年から推定した。「泰西兵鑑」はプロシヤ軍人のゲルハルト・フォン・シャルンホルストの原著で、田原藩主の男で蘭学者の三宅友信の訳により、安政三年に初編が刊行されている。

（安政三年 1856 五月二十一日）書翰番号 49

梅天過冷、如何御渡候哉。一昨日楓所相見、浦賀舊門生より書中相招、近日發足之由申聞候。先方都合如何可有之、疑敷義も御座候得共、思立候事故、兎而も承知致間敷、任其意候。尊宅江も定而罷上候事与存候。高文今日拜閱、如例相汚、失敬奉存候。尚又御取捨可被下候。水野行蔵十一日升堂之由、箱館一條、御承知可被成致省筆候。不一。 仲夏念一 金陵盟臺侍

史 衡

\*年代は、書中に記される鷹見泉石と水野行藏の事蹟から推定した。

「楓所」は古河藩家老で蘭学者として知られる鷹見泉石（1785～1858）の別号。藩主土井利位の下で家老として主に江戸で活躍したが、弘化三年に引退を命じられて古河に戻った。以後、眼病治療等で六回江戸に出ている（1847、1848、1851、1852、1854、1856。『鷹見泉石日記』第一巻、解題。）

「水野行藏」は、鶴岡藩士上野禎藏（1819～68、名は鵬、号は凶南）の変名で、息軒と交流があり、息軒はその学識を高く評価していた。脱藩した水野は、安政二年に箱館奉行堀利熙（林述斎の外孫）に従って箱館に赴いたが、翌年江戸に戻った。両者の動静から安政三年と推定する。

（安政三年1856 六月十九日）書翰番号54

雨後涼味如洗、愈御清適奉喜候。小生昨日より又々小田原町揉療治ニ出掛申候。御閑暇候ハ、御枉駕所希候。然ハ本多越中守様御家来衣笠真次郎、拙老舊社中ニ御座候。此度再遊致候處、不凶親弟妻病氣ニ付、看護婦郷致候。此儀ニ付、小々金子入用之訳有之、右親弟所持西洋狙撃炮賣拂申度、小生江世話頼出候江共、火急之事ニ而出養生中行届不申、萬一御屋敷、又ハ御出入屋敷等望候人御座候ハ、御世話奉頼候。委細ハ當人口

中可縷述候条、乍御面倒御逢被下様奉頼候。頓首。 六月十九日 金陵盟臺 衡

芳野立藏様 安井仲平

\*年代は前掲の書翰52・40と同じく、病中の息軒が按摩治療に出掛けていることと、書中記される「衣笠真次郎」の動向から推定した。「本多越中守」は、若年寄を務めた陸奥泉藩八代本多忠徳（1818～60、1836年襲封）。同藩士衣笠真次郎は入門時期不明ながら息軒門下で、嘉永三年頃から北有馬太郎と親交があり、嘉永五年に藩校汲深館の学頭となった。真次郎の再遊時期は未詳だが、安政六年二月に真次郎の弟碩三郎も息軒入門している。本書翰では、郷里にあつて病んだ碩三郎の妻の看病に碩三郎が帰郷するので、必要な資金を調達するために真次郎が碩三郎所持の狙撃砲を売り払うべく買い手を求めている。恐らく碩三郎入門前のものである。

（安政三年1856 七月十五日）書翰番号53

昨日は折角御枉顧被下候得共、何之風情も無之、背本意候。明山公子舟遊之儀、醒後考候處、大失策与存候。婦人杯は一生一度之盛事与楽居候處、御同然參候而ハ彼是遠慮も多く、殊二主人変して使令と相成、迷惑無此上可存候間、右相済候後、別段改卜可然存候。小生ハ右通相決候間、御違約恐入候得共、昨晚差上候拙書、此者ニ而御返却被下度候。右書御轉致相成候而ハ

不宜候付、以專介早々得貴意候。學僕之儀ハ兼而申込候者之様子一兩日中二間極、其上可追啓候。頓首。 中元 金陵盟先侍史 衡

\*年代は、「明山公子」すなわ唐津藩世子の小笠原長行（1822～91）の事蹟と、息軒家塾の学僕採用の件が次項・書翰51と関連すると見られること、および息軒の筆蹟から推定した。

長行は唐津藩主の長男に生まれたが、父が早く歿し、幼い長行は家督を継承できず、他家から養子を迎えたため、長行は庶子の待遇を受けて育った。成人後、江戸で朝川善庵らに学び、息軒・宥陰や羽倉簡堂・藤田東湖・野田笛畝・藤森弘庵・斎藤竹堂・田口文蔵らと交わり、長行の聡明さに対しては藩内外から期待が寄せられた。諸方面の運動が実を結んで、安政四年に世子となると、田中藩の本多正訥・秋月藩の秋月種樹と並んで三賢公子と称された。文久二年には世子のまま奏者番・若年寄・老中格に昇っている。本書翰には「明山公子」とあることから、世子に定められる安政四年以前と推測される。長行の「舟遊」については明証を欠くが、長行自身による航海の計画が持ち上がったものと思われる。次にあげる書翰51が安政三年の執筆と考えられ、両書翰中に謂う息軒家塾の学僕採用に関する一連の記事と考えられることから、安政三年の書翰と推定した。

(安政三年 1856 七月二十八日) 書翰番号 51

意外之風雨、貴宅御破損無御座候哉。扱先頃は毎度推参、御盛饗被成下奉感愧候。乍憚御内君江も可然御洩達奉願候。其節御願申上候学僕之儀、田舎より一人望出候。兼而申上候通、懇意人子弟二付、當年拾五歳、頑鈍之方二而、永久相勤候儀無覺東候得共、先一應請込申候。依之御世話被成下候書生ハ、不用相成候間、乍心外御相談御罷被下候様奉願候。若も既ニ御熟談相成候ハ、相断候訳ニも参兼候間、御遣被下而不苦候。此段早速可縷啓處、田舎書状一昨日相達、俗冗・風雨、彼是二而大延引相成、失敬奉存候。御海容被下度候。不一。 七月念八日 金陵盟先侍史 衡

\*年代は、書翰冒頭の「意外之風雨」から推定した。後掲・書翰18（安政四年三月四日付）に「地震以來物入多、殊に去年病氣、大風中」と見え、地震は安政二年十月二日の大地震であるから、本書翰にいう大風は安政三年七月のことと考えられる。

(安政三年 1856 頃) 書翰番号 84

稲垣様御末家長屋之儀、餘程之間数御座候付、兎角宿賃之儀思敷参間敷奉存候付、尚又昨夜致熟考、得一策候。右御本家、先年津浪二而御城破損、地震二而御屋敷大破、以後餘程御手詰り

相成、小濱朴助養子相談致候節も、月並講釈致候程之者相求度  
と之事候得共、左様之者無之、只今以儒者御招被成候訳にも不  
参様子ニ承候。甚申上兼候得共、月ニ三度位、右長屋宿賃之思  
召ニ而、御本家講釈被下候ハ、忝両ハ式分ニ減し、式分ハ宿  
賃なしニ而相談出来可致也と存候。於御承知は、彼家門人ニ相  
談取掛り可申候。御勘考之上、貴荅被下度候。頓首。 十四日  
芳野様 衡拜

\*年代は津波や地震の時期から推定した。「稲垣様御末家」  
は近江山上藩、「御本家」は鳥羽藩を指すものと思われる。  
「小濱朴助」は、鳥羽藩儒小濱清渚（1789～1855）のこと  
で、鳥羽藩の城が破損した「津波」は嘉永七年のこと。藩邸  
が大破した「地震」は安政二年十月二日の江戸の地震を指す  
であろう。したがって翌年安政三年のものと推定する。金陵  
が安く長屋を借りられるよう、息軒がアドバイスしている。  
なお、時の鳥羽藩主は九代長剛で、後のことになるが、金  
陵が仕えた田中藩主本多正訥の後妻鏡は長剛の女である。

(安政四年1857 三月四日付) 書翰番号18

先刻は北有馬書状態々御届被下、奉多謝候。先達は御責臨被下  
候處、賤恙中、別而失敬、多罪恐入候。毎度賤恙御垂問奉感愧  
候。孟光は今日床上申候。小生も快方候得共、兎角悪寒除兼、  
窘入候。扱北有馬儀、病親引請、経用不足ニ付、餘程狼狽之様

子、氣之毒存候。小生救候筈候得共、地震以来物人多、殊ニ去  
年病氣、大風中、周太郎取計りも式拾餘圓ニ及候間、手本必至  
と差支、乍心外周済之訳ニ不参、可憫次第第二御座候。若相應成  
筈仕之口等御聞及被成候ハ、何卒御周旋奉頼候。尚委細は其  
内可面縷候。頓首。 三月四日 金陵盟先侍史 衡

附啓、土州は兎而も出来申間敷候。又拜。

\*年代は北有馬太郎の事蹟から推定した。安政三年三月に奥  
富から飯岡に移居した北有馬の寄寓先には、父寛平と弟直人  
が同居し、息軒の長女須磨子との間にはこの年長女系が生ま  
れている。父寛平はこのころ病臥しており、北有馬自身は木  
曾福島への旅を望んでおり、かたがた手許不如意であった。  
結局、父寛平は四月二十一日に歿している。その後、勤王運  
動に挺身したい北有馬は、息軒や妻子に累が及ぶことを懸念  
して、安政五年五月に須磨子を離婚したが、須磨子はこの時  
小太郎を懐妊していた。北有馬は各地に出張講義して暮らし  
ていたが、文久元年に清川八郎の逃亡を助けたとして奥富で  
捕縛され、江戸で獄死している。

(安政四年1857 閏五月二日) 書翰番号39

兎角不順之時令御座候。愈御清適御渡候哉。扱兼而差上置候日  
向私史御覽相濟候ハ、塩谷一見致度段申居候。當月廿日頃迄  
ニハ交代便御座候間、右便ニ而差返申度候。平部より成就致候

上ハ、一部謄寫差上候段申越候条、御寫被成候儀ハ御見合被下度候。何れ近日頂戴差上可申候得共、若其内塩谷幸便御座候ハ、御廻被下様奉頼候。不一。 閏五月初二 金陵盟臺侍史 衡

\*年代は「閏五月」が置かれていることから、安政四年と判断する。『日向私史』は書翰41に既述した飴肥藩家老平部嶠南の著述。弘化元年ごろ成稿（自序）、嘉永七年の藤沢甫序、元治元年の塩谷世弘と木下業広の序を附して、明治二十年に刊行されている。

(安政四年1857 九月二十六日) 書翰番号62

今朝山之手は初見霜候。過冷之候、愈御清適御渡被成候哉。扨先達差上候復堂遺稿之拙序、餘り傷徑直候間、小々致改正候。最早御浄書相成候も難計候間、何卒刪正之方御用被下候様奉願候。今日揉療治罷出候付、別紙寫取、差上申候。アメリカ出府日延二相成、中旬頃、登城之由。神田杯御普請出来不相成二付、日延相成候様子御座候。頓首。 九月念六 金陵盟臺侍史 衡

\*年代は『復堂遺稿』の刊年から同定した。同書は金陵の長男純蔵(1830～45)の遺稿集で、塩谷岩陰の安政四年撰文の跋と息軒の序文を附して、刊行されている。「アメリカ出府日延」は、米国総領事ハリスの江戸出府の延期のことで、

下田を發ったハリスは十月十四日に江戸に到着した。

(安政四年1857 十二月) 書翰番号75

過日は御盛饗奉多謝候。例之爛醉長坐、嘸々御退屈恐入候。御内政江も宜敷御致意奉願候。復堂遺稿、折節多用、漸昨夕迄卒業、即返璧仕候。志才學識無所不具備、岩陰評之趣二而は操行も御勝被成候由、誠可痛惜之至、御心中奉想像候。箇様之儀とハ不存、長々棄置候段、多罪無辭謝、先日も申上通御座候。萬御海容被下度候。書餘其内可面縷候。不一。 臘月 金陵盟臺侍史 衡

\*年代は、前掲・書翰62と同じく、『復堂遺稿』の刊年から同定した。

(安政二～四年頃1855～57 二月二十二日) 書翰番号28

漸時候相成候。愈御清適奉恭喜候。誠二過日は御盛饗、殊二例之長坐、嘸々御退屈恐入候。御文稿拜見仕候二付、任幸便返璧仕候。二篇共御精絶奉感服候。多用中、蕪評呶々、失敬御高免、猶又御取捨被下度候。頓首。 仲春念二 金陵盟臺侍史 衡

\*年代は署名「衡」の字形など筆蹟から推定した。

(安政二～四年頃1855～57) 書翰番号69



寒威甚敷候得共、愈御清適奉恭喜候。御眼病如何御座候也。最  
早御全快奉存候得共、細君申上置候薬方、書取差上候。

一 緑青六銭 一 枯礬六銭 一 荳眼石四銭

右三味細末、猪口ニ筭ノ耳カキ一ツ程イレ、水ヲ猪口半分注  
シ、上ニ紙ヲ浸シ暫ク置バ、雲ノ如キ物紙上ニ浮ム。之ヲ指ニ  
浸シ、目ヲ閉テ上ヨリ睨ニ塗ベシ。○タゞレ目 ○カスミ目  
○痒ヲ去 ○液ヲ除 ○何モ神效アリ。

右分量ニ而ハ沢山御座候間、先試ニ緑青枯礬壹銭半・荳眼石一  
銭御調合可被成候。粗末候得は、猪口中ニ入、筭之先ニ而御推  
潰可被成候。廿四日御貢臨、深所希候。念五も故障無御座候。

頓首。 十九日 金陵盟先侍史 衡

\*年代は、署名「衡」の字形や筆蹟から推定した。

(安政一〜四年頃 1855〜57) 書翰番号15

意外之大雪、春寒凌兼候。愈御清適奉恭喜候。然は先達御尊御  
座候田中之髦士、最早御掛合被下候事与奉存候。末家主人より  
も是非御願申上候様申聞候間、幾重ニも熟談相成候様奉頼候。  
何れ其内拝顔御願可申候得共、此雪ニ而泥濘を突候儀出来兼候  
間、不任心、先以書中御願申置候。以上。 念五 金陵盟臺侍  
史 衡

来月三・四・六・九・十之間、御閑日候ハ、宕陰被仰  
談、御貴臨相願度候。其内宕陰ニも可申談候得共、両君御

閑日承知不致、若御面會御座候ハ、御兩人ニ而御取極、  
前日宕陰より鳥渡為知被下候様致度候。又拝。

\*年代は、署名「衡」の字形や筆蹟から推定した。

(安政一〜四年頃 1855〜57) 書翰番号81

過日は御貴臨被下候處、何時も御失待不堪汗顔候。御丁寧被仰  
下候趣痛入候。薩紙之儀、御易御用候得共、手元使切、一枚も  
無之、注文致置候間、来月初ニハ入手可申、参次第是より呈上  
可仕候。乍心外夫迄御待被下度候。頓首。 念七 金陵盟先侍  
史 衡

兼而相願候御書熟考仕候處、から紙ニ張候而ハ、萬一轉宅  
致候節不都合候間、屏風ニ仕立候方都合宜様存候。依之薩  
紙入手候上、寸尺相極、御一同江御願申上候心得御座候。

此段御合置被下度候。又拝。

\*年代は、署名「衡」の字形や筆蹟から推定した。

(安政五年 1858 二月五日) 書翰番号14

過日は遠路御貴臨奉多謝候。何時も御失待背本意候。御高著  
長々相留候。字数減省之御書面ニ付、其心得ニ而拝見、別而失  
禮之儀多々、御海容被下度候。今日瀬川相見候。湿瘡未愈候  
由、當月も出席致兼候様子候。三毛・安岡杯も如何可有候哉。

書餘、望會可面縷候。頓首。 二月五日 金陵盟先侍史 衡

\*年代は、署名「衡」の字形や筆蹟から推定した。「瀬川」「三毛」「安岡」は既出の中津藩儒瀬川剛司、和歌山藩儒三毛平角、川越藩儒保岡元吉。

(安政五年 1858 三月八日) 書翰番号 20

先日は御賁臨、例之御失待恥入候。懇々被仰下候趣、痛入次第御座候。御令愛御昏議相調候由、大賀此事奉存候。就而は黃物拾三圓御世話致候様被仰下、致承知候。先月塩谷轉宅之節、忒拾圓金不足二付、周旋致候様申越、徳島屋江參候處、此節ハ寡婦孤兒相成、兎角面倒二付、屋敷より借入遣候。依之外ニ心當りも無之、致當惑候。御類焼後、疊重之御物入、御配慮奉推察候付、何与欵致工夫、十四五日迄ニハ是より御左右可致候。然共前文通り之事情候間、御請合申上候訳ニハ參り兼候。此段不悪御聞取被下度候。頓首。三月八日 金陵盟臺侍史 衡

蓬翁舟遊致承知候。前文一條、如何ニも心外奉存候。被仰越候程之圓数は、小生も貯蓄致居候故、差上度存候得共、此方ニも縁談之口有之、只今先方之様子探り居候。相應之口御座候得ハ、近々相談取掛筈ニ御座候。萬一熟談相成、先方差急候得ハ、忽差支候事故、左様ニも致兼、赤面之至御座候。兎も角も四五日中ニハ成否之御左右可致候。萬其節可縷述候。又拜。

\*年代は子女の結婚や転居など、金陵の事蹟から推定した。

「御令愛御昏議」は、金陵の二女寿賀子(1839～87)の板橋門三郎との婚儀を指すと考えられる。長女萱子は越前藩邸で奥老女をしており、三女つづ(1848～1903)はまだ年少である。「御類焼後」とあるのは、安政五年1858二月の火災で茅場町の金陵宅が類焼し、御徒町に移居したことが「金陵先生行実」に見えるので、この年のことであろう。「蓬翁」は幕臣羽倉用九(1790～1862、簡堂)の別号。

(安政五年 1858 四月二十三日) 書翰番号 29

朶雲薫讀、清和之候、愈御清穆奉恭喜候。觀艦行、念五六兩日御定下致承知候。念五は會日候得共、雨天難計候間、相断御供可仕候。札之辻待合ニ而御出合之儀、可然奉存候。小々之風ハ被仰越候時刻より出掛可申候。豚犬輩召列候様、奉多謝候。雪蕉墨水画謹領、令郎御急ニ付、未展觀候。越後人車輪船ハ与所聞相違、佐野藤藏下ニ出候。念五拜晤之節、可縷述候。頓首。四月念三 金陵盟先侍史 衡

\*年代は、署名「衡」の字形や筆蹟から推定した。「雪蕉」は画家橋本雪蕉(1802～77)のこと。「令郎」は金陵の三男秀六郎(1844～72、名は世行、桜陰と号す)。

(安政五年 1858 五月十四日) 書翰番号 44

先刻は御書通被下候處、小々中暑之氣味ニ而平臥罷在候故、請

取差上置、失禮之段御厚恕被下度候。其後御感冒之由、御調護所希候。御手當扶持請取手形ハ、程村宜敷候由。月々請取候分ハ三ツ切之由御座候。下書ハ御蔵宿より差出候事与存候付、致省筆候。以上。五月十四日 芳野様 安井

\*年代は筆蹟から推定した。「程村」は、那須地方で算出される丈夫で厚手の和紙の名で、証書・手形等に用いる。

(安政五年 1858 六月二十八日) 書翰番号 45

太田道淳・酒井右京亮、又復再勤之由。昨今、學問所致出勤候得共、式部出席無之、伴書出候儀未相分、別段沙汰無御座候ハ、老朽即刻不書出心得二御座候。先達御噂申上候間、鳥渡御案内申上候。新聞入手候間、入御覽候。寫取置候間、不及御返却候。頓首。廿八日 芳野様 衡

\*年代は幕府役人の任命時期から同定した。「太田道淳」(掛川藩主、名は資始)の老中再任と、「酒井右京亮」(小浜酒井家の分家で越前敦賀藩主、名は忠毗)の若年寄の再任は、ともに安政五年六月のこと。「式部」は大学頭林復斎(1800 - 59、名は燿、述斎六男)のこと。

(安政七年 1860 二月二十六日) 書翰番号 30

打續不正之天氣御座候。愈御多祥御渡候哉。御膝中御尋申度候得共、昨日無據用事二付、押而弊邸罷越、賤恙又復再感、御無

沙汰打過申候。扱は先日御噂御座候知久氏一條、先方御通被下候哉。弊廬相見候様御取計被下候趣先日承候得共、今以相見不申候故、何欵先方不都合之儀有之哉と致推察候。此方事、先方も引取相成候儀は一日も早方却而都合宜敷候。然共當申拾三歳候間、婚儀ハ来秋頃ならでハ難調事と存候。右之外、如何様共都合能相談可致候条、何卒御申込被下候様偏奉頼候。此節御懐中、箇様之儀申上候段、不遠慮之至恐入候得共、手後相成候而は調候事も調兼候儀、人事之常候間、乍心外以書中御願申上候。冒突之罪、萬御海容被下度候。頓首。仲春念六 金陵盟 臺侍史 衡

\*年代は「當申」とあり、この書翰が書かれた年の干支が申であったことから同定した。「知久氏」は鎌倉時代から信州伊那郡を領した旧家で、参覲交代を行う交代寄合、二七〇〇石。安政元年に当主頼匡が家政紊乱を咎められて隠居を命じられ、嫡子頼謙が継承していた。知久頼謙の縁談について、息軒や金陵が何らかの周旋をしたことが分かる。後半にある「此節御懐中」とは、金陵が仕えた田中藩主本多正寛が二月十七日に病歿したことを指す。

(安政七年 1860 二月二十九日) 書翰番号 32

過日は賤恙為御尋、令郎御枉顧、殊鮮羽一尾御分恵、毎度御厚禮奉感愧候。會業中、不能即鳴謝、失敬御海容被下度候。賤恙

全相除、昨日致剃浴候。御降慮被下度候。扱知久一條、御混雜中、不被棄置、御周旋被成下奉多謝候。乍御手数、此先猶又宜敷奉頼候。来月四五は定而在宿、其餘も雨天并午前は大抵致在宿候。先方弊廬相見候ハ、右段御通置被下様奉頼候。嫡女之儀再應申入候得共、兎角決兼候様子候扱は、藝州ハ主人実母之里御座候。右支封公御生齒無之、舊冬より御養女之沙汰御座候得共、今以先方より耽与致候儀無之、裏霞九鬼候も縁家候處、此方ニも少し御話合之筋有之、何も悠々寛々たる事ニ而面倒成事ニ御座候。然共両家共、来月下旬迄ニハ熟否相決可申候。今迄引すり候事故、多分不熟之方と存候得共、老朽より押切御待被下候様ニも申上兼候。六月御發駕ニ付而は、定而御心急ニ可被為在、此方ハ此分ニ被差置、他家様御問合被成候方可然奉存候。若又両家不熟相成、御相談申上候姿ニ成行候ハ、早速老朽より申上候様可致候。御同藩弊廬御枉顧之儀、致承知候。但二・七之日は御除被下様致度候。粗菓一筐御朦中御見廻之印迄致呈上候。御叱置被下度候。是非拜趨と存候得共、泥路不任心、為名代豚兎差上申候。朔二三中、天氣次第、拜謁可縷述候。頓首。 仲春念九 金陵盟臺侍史 衡

\*年代は、前項・書翰30に見える知久氏の縁談の記事から同定した。「藝州ハ主人実母之里」とは、息軒の主君伊東家十二代祐相の母は広島藩八代浅野重晟の女（十代伊東祐民の正室）であることを言う。「右支封公御生齒無之、舊冬より御

養女之沙汰」とは、浅野本藩の分家広島新田藩では四代長容に実子がないたため、ここに浅野家の血統を引いた人物を伊東家から養女に迎えようという動きがあったことを言う。しかし息軒の予想したとおり、浅野分家が伊東家から養女を迎えることはなかった。先に本藩から重晟の三男長訓を養子に迎えて五代藩主としたが、安政五年に本藩十一代慶熾が急逝したため、長訓が本藩十二代を継承することになり、分家は長訓の弟懋昭の長男長興が六代藩主となった。更に長訓に実子がなかったため、文久二年に長興が本藩世子となり、新田藩は懋昭の兄懋績の四男長厚が七代藩主となった。「令郎」は金陵三男の芳野世行。

(安政七年 1860 三月三日) 書翰番号 34

上巳は案外之大変御座候。其後被仰出候趣も有之、諸家共大抵門留之様子御座候。大兄ハ兼而御出席無之段御尊承候。羽倉も時事ニ遠慮被致、御同様之事与存候。尾臺・浅田は無關係候得共、暨事ニ付差掛り急用致出来候得は、是亦出席不可期、其餘門禁緩き衆御座候而も、寥々不過兩三輩、會を成兼可申候得は、當月は休會致候方宜敷は有之間敷也。若御同意候ハ、乍御手数岡田江ハ御通被下様奉頼候。可否此者ニ而御垂示被下度候。去六日、片桐長九郎相見、例之一條申込御座候。段々御世話被成下奉多謝候。屋敷江申出候得共、未決着不相成候。定而

相談被致候方と存候。餘は其内可面縷候。不一。三月初九金陵盟臺侍史 衡

\*年代は、冒頭の「上巳は案外之大変」が桜田門外の変を指すと考えられることから、安政七年三月三日と同定する。書翰は事件直後の江戸の自粛ムードを伝えている。

「羽倉」「尾臺」は既出の羽倉簡堂と尾台榕堂。「浅田」は漢方医で漢詩文を能くした浅田宗伯（1815～94）。「岡田」は淡路出身の処士岡田周助（鴨里と号す、のち徳島藩儒）のことであろう。文会の同人である。「片桐長九郎」は前述の旗本知久氏の臣で、書翰30に見える縁談に関する用談のために息軒を訪れたものと考えられる。

（万延元年1860 三月二十五日）書翰番号33

快晴御同慶奉存候。先日は客来中、豚兎江口授、閏月文會之儀申上候處、帰後承候得は、保岡を藤森与御傳、御配慮相掛奉恐入候。何卒右之趣ニ而岡田江も御傳被下様奉頼候。今日適暇日、御高著拝閱、不相替失禮仕候。尚又御取捨被下度候。老公教諭御垂示、奉多謝候。先日得一本候得共、誤寫多々、讀兼申候。一往検校、不苦候ハ、其後塩谷江相廻し申度候。昨日相尋約置候故御座候。病氣も為差儀とハ不相見候得共、今以出勤不致、或は謝病之下地ニも可有之候。月尾坎、来月初、御方角花見ニ出掛申度候。依品御尋申儀も可有之候。頓首。三月廿五

日 金陵盟臺侍史 衡

\*年代は、閏三月が置かれた年であることから同定した。安政七年は三月十八日に改元され、万延元年となった。文会同人の「藤森」「保岡」「岡田」は既出の藤森弘庵・保岡元吉・岡田周助。「老公教諭」は、『明訓一斑抄』など徳川斉昭の遺書を指すと思われる。

（万延元年1860 閏三月五日）書翰番号19

先日は長逗留、種々御盛饗奉多謝候。龍宮浪士移檄、御副本態々御為持被下、御手数数恐入候。客来中、御請迄。早々頓首。閏三月五日 金陵盟臺侍史 衡

芳野立蔵様 安井仲平

\*年代は、閏三月が置かれた年であることから同定した。

（万延元年1860 閏三月二十四日）書翰番号86

今日入塾御願申上候者、忝人差上候。定而御逢之上、御聞濟被下候事と奉多謝候。扱先日御附囑之儀、兼而ハ或問之躰ニ致し、拾四五條も書取差上候心得御座候處、此節輕俗紛冗、殊ニ日々之来客ニ而不得寸暇、當月末迄致出来候處も無覺束、餘り遲滞相成候而ハ奉恐入候ニ付、俗書返事之躰ニ而御垂問之御請相認、大兄迨差上申候。宜敷御取計被下度候。御案内通り之拙筆、如何程尽心候而も全は出来不申、脱字補入、書損改正之俣

二而差上申候。先年、龍宮大隠、關宿杯差上候も、此通り御座候。失敬御免被下置候様御取成奉願候。頓首。 閏月念四  
金陵盟臺侍史 衡

\*年代は、閏三月が置かれた年であることから同定した。

(万延元年1860 閏三月二十五日) 書翰番号 85

快晴御同慶奉存候。御高著念九辻拜見致候様、致承知候。佳菓一筐、毎度御厚誼奉感愧候。頓首。 閏月念五 金陵盟臺侍史 衡

大城宮築之儀ニ付、醜體尽暴露、棟梁も御取替相成候様承候。断獄之宗伯も御取替被成候様申者御座候得共、虚説候也。御聞込之儀御座候ハ、御次手御垂示被下度候。又 拝。

芳野様 衡拜復

\*年代は、江戸城本丸の再建の年代から同定した。本丸は前年安政六年十月十七日の火災に焼失し、約一年後の万延元年十一月に新築された。

(万延元年1860 四月二十五日) 書翰番号 36

陰晴不定、氣候從而変候。愈御清適御渡候哉。念二、藤森相尋、昨日致帰府候。血色宜敷、水腫も六七分相減、殊之外壯健相成候。患難は却人之大幸と存候。端午後より上毛漫遊致候

由、挙集如鳥、羨敷身分御座候。一之宮基客有之、原田懇意之趣申聞候處、大悦之躰ニ而、何卒大兄より原田江御先容被成置被下度、老朽周旋致呉候様申出候。下仁田一之宮邊参候は六月中旬後にも可相成由申居候。其内の便御座候は、何卒原田江右之趣被仰通被下度、老朽よりも御願申上候。近日拜趨、萬其節可縷述候得共、其内の便難計、先此一條以書中御願申上候。頓首。 四月念五 金陵盟臺侍史 衡

\*年代は藤森弘庵(1799~1862、天山と号す)の事蹟から同定した。弘庵は安政の大獄に連座して、安政五年十月に捕縛され取調の結果、安政六年十月に中追放(江戸処払い)となり、下総行徳に移っていた。この時、息軒は行徳の寓居に弘庵を訪ねたことがわかる。

(万延元年1860 七月七日) 書翰番号 50

朝夕は小々凌能候。愈御清適奉恭喜候。然は弊塾罷在候久留米生清水真卿と申者、才學志氣共ニ相應有之、往々ハ頭を出候者と見請申候。宿元も可也ニ暮様子候得共、元来醫家之次男ニ而、其兄暨を勸、一旦ハ其業を勤候處、畢竟非其志、強而変儒候付、其兄怒りて粮道を絶、此節窮困至骨候付、先達より館師之口探索致候得共、今以相應之口無之、氣之毒存候。若御心當りも御座候ハ、何卒御周旋被下様奉頼候。即今日差出候。御閑暇候ハ、乍御迷惑御逢被下度候。餘同人口中可縷述、致省

筆候。頓首。七夕 金陵盟臺侍史 衡

盆後入塾相望、相断兼候者五人御座候。依之、塾中江も遅速之次第入塾為致、後候者ハ八九月江廻候様申付置候。

此段御心得迄ニ申上候。

\*年代は「清水真卿」が庚申（安政七年）正月に息軒塾に入門していることから、同年のことと推定する。この時期、息軒塾は入塾希望者を断らなければならぬほど盛況で、断つた分を金陵の塾に斡旋していたことが分かる。

(万延元年1860 八月二十日) 書翰番号71

過日は緩々奉清誨候得共、始終御失待恥入仕合御座候。文章三篇御廻申上候。黒田文ハ御覽奉願候。岡松文は川田、尾臺文ハ鷺津江御廻被下様奉頼候。拙文は其朝俄ニ相綴り餘り見苦敷候付、推敲相加候上、御斧正御願可申候。塩谷も昨日得書候。不相替多用之様子御座候。蕃學所出席之塾生、十三日より横濱江参り一昨日帰塾致候。彼中無事、交易も寥々之躰御座候由。是ハ全洋元下落ニ付而ハ、右銀ニ而鑄立候額銀下落との見合ニ而、黠夷見合居候様子と申候。但約定外之物を買取、改之節見出され、外国掛り役人より日々罰重取立候ニ付、役所ハ繁用之由申聞候。近頃ハ外国取扱ニ習候故、右丈之事ハ出来候趣候。然共止于此而已。其餘不足論次第と相見候。不一。仲秋念日金陵盟臺侍史 衡

\*年代は、「洋元下落」から推定した。安政六年六月、横浜・

長崎の開港を前に、幕府は金の国外流出を防ぐべく、国際的な金銀比価に近づけた新貨幣（安政一分金、大型の安政二朱銀）を発行したが、これによって諸外国との協定の洋銀一個＝一分銀三枚の原則が保たれなくなり、洋銀の価値が下落した。

文会の同人と思われる人物は、尾台榕堂以外は初見で、「川田」は備中松山藩士の川田剛（1830～96、甕江と号す）。「鷺津」は尾張藩士の鷺津宣光（1825～82、穀堂と号す）。「岡松」は熊本藩儒の岡松辰（1820～95、甕谷と号す）。「黒田」は尾台榕堂の友人で、長野豊山・藤森弘庵に学び、医を業とした黒田素行（名は維孝、字は子友）であろうか（尾台榕堂『閑窓筆録』一一）。

(万延元年1860 八月二十二日) 書翰番号70

乍冷乍熱、不順之時令候得共、愈御清適奉喜候。昨日は不存寄種々頂戴物被仰付、難有奉存候。誠ニ立派成慶安相成、施面目候。御一笑。扱右慶安一條ニ付、須田修介殊之外難洪相成候由。昨夕、弊廬欠込申出候趣、左之通り。昨日、須田江銀五枚被仰付、藤田右御使を相勤候處、須田不在ニ付、御口上并頂戴物等留守居小林處三郎と申者江預被置候由。右一條より議論致沸騰候由。元來御養女一件、殊之外、六ヶ敷相成候節、須田内

證ニ取繕、右小林第一之樞家故、御世話被致候は又宜敷事も可有之抔透候而、耽与抱込候付、此者踏込御世話致し、依之無滞御熟談相成候故、貪林之心より慶安貧餘程頂戴致心得御座候處、須田江御目録被仰付、彼者江は何之御沙汰も無御座候故、格別之御世話も仕候事故、定而銀五枚計り之事ニハ有之間敷、須田老人ニ而味き事故致居候、御屋敷中須田老人ニ被欺候抔と、誠ニ廉恥拂地之評判屋敷中ニ充滿致候付、誠ニ立され不申、依之右頂戴之御銀、藤田氏江返上之上、右銀ニ御増被成候而小林江御贈被下候様可相願、此段不苦候哉之趣申出候。誠ニ言之口汚候程之貪欲心、武士ニ有間敷次第候得共、左様致候而ハ大ニ角立、御互御為筋不宜と存候付、老朽より可申通間、先其儀ハ見合候様申聞、昨夕ハ致承知引取申候。右之外、金高抔も申候由。老朽江ハ不包申聞候得共、餘り甚敷事故、他家之事ニ而も其儀ハ書通致兼候趣相断候處、須田も殊之外及赤面候。俗吏之貪欲ハ兼而致承知候得共、箇様之儀ニハ初而出合、不入事ニ口をき、意外之恥を取候事与後悔噬臍候。然共其俣差置候而ハ、御両家之間可笑振合ニ相成候儀無覚束、藤田江も一通り致書通候。藤田は正直餘ある人候得共、耳聾之上、差掛り候取計少不得手之様子ニ見請候間、大兄江申上候事ニ御座候。若小林江も何箇被仰付候筋ニ相決候ハ、員数等之儀ハ角右衛門江御問合相成候ハ、大抵相分り可申候。須田口上ニ、彼方よりも兩人江御挨拶有之模様ニ相見候由申居候。是等之儀、重而申出

候も口之穢ニ御座候間、以後、老朽江の御相談ハ堅御断申上候。頓首。 仲秋念二 金陵盟臺侍史 衡

昨日ハ海鰻一筐御分患痛入仕合御座候。其節一向不存、御禮も不申上、失禮之段、御海容被下度候。又拜。

\*年代は、本書翰に述べられている田中藩主本多正訥の婚儀の時期から推定した。「御養女一件」とは、幕臣秋山正光の女文字が吉井藩鷹司松平家九代信発の養女として、駿河田中藩九代本多正訥の正妻として嫁したことを指すと考えられる。正訥が松平信発の養女との縁組願出を幕府から許可されているのが文久元年七月十日であるので、前年の万延元年の書翰と推定する。「須田修介」は、上野国吉井藩（矢田藩とも言う）鷹司松平家の家臣で、息軒の門人でもある。「小林處三郎」は鷹司松平家の留守居役。「藤田」は安政地震で亡くなった東湖ではなく、江戸詰の田中藩士藤田加左衛門のことである。「角右衛門」は、既出の秋山主殿正光の家臣小林角右衛門。

(万延元年 1860 九月一日) 書翰番号 59

秋冷相募候。愈御清適御渡候哉。扱令郎御會業之儀、周禮并荀子抔は可也ニ讀候者も有之、御為可相成存候付、老朽よりも豚児は毎度御勸申上候様子候得共、書籍無之由ニ而、文會講釈之外ハ今以御出席無之、困り入候。十三經は藤森所持、定而當分



不用可有之、荀子は御懇意中所持之人有之可申存候。何卒御借入御渡被成候様致度候。水戸老公御逝去後、御蟄居御赦免、上使は關宿・岡崎被參候由。彦根は格外之御褒詞二而少將二昇進と承候。去廿六日之夜、薩州屋敷銅門より奥平使者と詐り、浪人躰之十五六人、又ハ三拾人とも申候。四更頃入込候處、大勢立出、斬棄候段申聞候得は、願之筋有之罷出候。乍去、御聞届被下候得は可申上、御聞届無御座候ハ、思召次第御取計被下様申出、大小投出し相断候故、其俣引請、廿七日御進達相成候由。其後之始末未承候。皆々殊之外致疲労居候二付、粥を與候處、五六碗宛食候由。若委細之儀御聞込御座候ハ、御垂示被下度候。頓首。 九月朔 金陵盟臺侍史 衡

\*年代は「水戸老公」すなわち徳川斉昭の歿年月日から同定した。斉昭は万延元年八月十五日に六十一歳で歿した。「令郎」は息軒の三計塾にこの年七月に入塾した芳野世行で、書翰前半はその勉学に関する内容。世行の行状（「亡兄桜陰君行状」）によれば、世行は同年に田中藩校日知館の助教に任じられたが、間もなく辞職して息軒・宥陰に従って学問を続けた。当時、息軒の塾では『周礼』『荀子』の会読、および講釈や文会が行われていたらしい。息軒とその男朝隆は世行に実力が付くからと会読への出席を勧めるが、世行はテキストを持っていないという理由で会読には出席せず、講釈と文会にだけ出席している。そこで息軒から金陵に対して書籍を

用意するよう依頼したものらしい。『十三経注疏』を借覽しうる友人として「藤森」をあげていることから、この時までに藤森弘庵が江戸追放を許されて江戸に戻ってきていたと推定される。書翰後半の浪人の薩摩藩邸押入りについては『六隣荘日誌』（二〇三頁）や長倉玄圭宛書翰（『安井息軒書簡集』二九二頁）にも見える。

（万延元年 1860 十月二十二日）書翰番号 11

先達は御眩暈之由、御快方候得共、未御復常とも參兼候趣、今日豚兎より承り、奉勞念候。鄙志兎角除兼候。為差事も無御座候得共、何分出勤致候様無之、困入候。今日大村生相見、長崎表英艦式拾隻進口之趣申聞候。尤右屋敷江ハ未報來候得共、佐賀生話二而承候由。佐賀よりハ大勢出張之様子御座候。兼而清国一條埒明候得は、致漂來何凶。願出候趣承候得は、不日品川押込、騒々敷相成可申致推察候。蕃書調所之説二は、對州望出候由申者も御座候得共、未詳候。六七日前、姫路持御臺場江大筒打掛、餘程破損致候由。御察當御座候處、空砲之心得候處、玉有之候段相答候。夫也二相濟候由。巻螺故、林氏書生罷出申聞候。右砲相發候者も英夷之由。是ハ長崎進口之夷艦より通信、預兵威を示し、願留之儀早速相調候下地を拵候事与存候。乍去、右發砲之事も林氏書生話承候迄二而、確實之儀未承候。其他御聞込之儀御座候ハ、豚兎二而御垂示被下度奉頼候。頓

首。孟冬念二 金陵盟先侍史 衡

\*年代は、姫路藩が台場警備を命じられたのが安政六年九月二十七日で同十二月三日にその持ち場を受け取り、文久元年十月には警備役を免じられていることから推定した。

(万延二年1861 正月四日) 書翰番号1

新春嘉祥、川至海聚、愈御清福御迎陽、奉恭賀候。賤恙も全脱躰、今日は出勤之心得候處、此大雪ニ而兩三日相後れ可申、御禮拜趨十日前後と存候。岡永、舊臘廿二三日頃候哉、突然、青山渡邊宅相尋、至而壯健之由。奥人云々全く虚説と相見、先ハ大幸御座候。行徳忘年会愈御果被成候也。佳話候ハ、御垂示被下度候。塩谷、晦日屋敷歸路来、屐踏覆、又復足を痛候由。當分在宿可致候間、出勤後、早速相尋申度候。期日ハ難約候得共、大抵九日頃と存候。御出掛被成間敷哉。頓首。正月初四 金陵盟臺侍史 衡

松山板倉侯御用召、舊臘廿日頃之事御座候。田安附之奸權 田村伊豫守西丸御留守居ニ左遷、此二事近来之美事、天下之大幸と存候。又拝。

\*年代は追伸に記された幕府役人の任免時期から同定した。

「松山板倉侯御用召」は、安政六年二月に井伊大老から寺社奉行職を更迭された備中松山藩主板倉勝静(1823～89)が、この年正月、幕府から召し出されたことを指す(『板倉

宗家歴世年譜』)。また「田安附之奸權田村伊豫守」の左遷は、田安家家老の田村顕彰が前年十二月二十四日に閑職の西丸留守居に任じられたことを指す。「岡永」は久留米藩儒岡永松陽のこと。「渡邊」は魯輔(樵山)のことであろうか。「行徳忘年会」は、江戸追放になった藤森弘庵がかつて住んだ行徳を、藤森と友人たちが訪ねて開く計画であろう。

(万延二年1861 二月二日) 書翰番号10

春空牢晴、餘寒も大分相緩、御同慶奉存候。賤恙此節は大分宜敷、昨日揉療治參候處、痛氣甚敷、腹心ニ熱氣残居候由申候。右故ニも候哉、舌苔未全除、小溲薄濁仕候。返共三度休候而漸行著申候。右之容躰付、今暫御無沙汰可致候。御海容被下度候。揉療治は誠ニ通神之手段有之、腹心ニ熱残居候事は老豎も存候者無御座候。今日も参度候得共、何分足軟弱困頓ニ付、参兼候。足労相除候ハ、此後は一夜泊りニ参候様可致候。腹部揉ほくし候得は、しん熱ハ自然相除候よし申聞候。定而相違有之間敷存候。令郎御痰血之症相發候由、御心配之段奉恭察候。揉療治被遣候由、至極之御見立候。日数相崇候而ハ療治届兼候儀難計候。但若年故、痛氣御耐兼被成、御心進不申儀も可有之候。折角御勵し可被成候。老朽も近日中度々参候間、猶又検見川江も申聞、令郎御目掛候ハ、御勸可申候。豚尻昨日相見、用事有之、一宿為致候。毎度自由之段、御宥恕被下度候。頓

首。二月初二 金陵盟先侍史 衡

\*年代は、次項の書翰9と本書翰に記された息軒の病状が酷似することから同定した。

(文久元年1861 二月二十一日) 書翰番号9

先日御枉顧被下候得共、例通御失待恥入仕合御座候。御葉法御投贈奉多謝候。小洩薄濁、舌苔未全除、試ニ相用可申候。柴苺加候方可然存候。紫蘇は蘇子候哉、法名行氣と御座候故、用蘇子候心得御座候。浅草和泉氏、夜盜被召捕候處、幕士御家人町人抔相混、為一夥候者之由、大略御方角之人与申候。此方角ニも右之類有之様相見候。邊隅之地ニハ火付抔も有之由、氣之毒成事御座候。頓首 二月念一 金陵盟臺侍史 衡

藤田一昨日相見候付、先日申上候條々不殘申通、大抵承知之様子見請申候。小林角右衛門も明日日ニハ著府可致、諸事果敢取候様御内談被成置度候。又拜。

\*年代は、追伸に記す「藤田」「小林角右衛門」が前掲・書翰70に見える本多正訥と秋山氏の女文字の縁談を進めている人物であるところから、推定した。「小林角右衛門」は駿東に四七〇〇石を領した旗本秋山主殿正光の家臣。「藤田」は既出の江戸詰の田中藩士藤田加左衛門。

(文久元年1861 三月十六日) 書翰番号24

昨今は時令も相定、御同慶奉存候。昨日は御急用御出来之由ニ而御闕席相成、残念存候。拙者も須田并秋山氏家来用談有之、待居候趣宿元より申越、七半頃引取申候。定而右同様之御用奉推察、扱々氣之毒成事ニ御座候。葉研坂、家格通り美々敷御入輿と申儀は、如何程御相談御座候而も決而難相調勢、若此儀強御申立相成候而は、是迄之御掛合与總而致相違、且内譎財用之儀ニ付、必至と差支候筋有之、御破談相成候は眼前ニ御座候。既ニ小林も當惑之餘り、自身山田江立帰候坎、急飛脚差立可申哉抔、種々内談致居候由。秋山氣質兼而承知候故、若此儀泄聞候は破談之基、是迄御取組之儀、僅之事より破候而ハ、乍蔭心外奉存候ニ付、拙者一應相掛合可申間、小林立帰又ハ飛脚差立候儀ハ、十八日迄都合呉候様申入置候。猶委細は藤田江申遣候江共、御心得迄ニ奉得貴意候。頓首。三月既望 金陵盟臺侍史 衡

豚兎去十日發足、今以帰宅不致、彼方角所々ニ門人御座候故、被引留候事与致推察候。此段御聞濟被下度候。又拜。

\*年代は、前項と同じく本多正訥の結婚に関する内容であることから同定した。「葉研坂」は葉研坂に上屋敷がある親藩一万石の上野国吉井藩・鷹司松平家のこと。「須田」「小林」は既出の須田修介・小林角右衛門。追伸に見える「豚兎」は息軒長男朝隆（棟蔵）で、ここにその他出中の消息を報じているのは、この頃、朝隆を金陵の家塾逢原堂に入塾させてい

たからであらう。

(文久元年 1861 三月二十四日) 書翰番号 26

兎角不順之時令御座候。愈御清適奉恭喜候。先達ハ毎度御賁臨、何時も御失待不堪羞洪候。其節相願候須田山田行内願之儀、小林より申出、至極好都合御座候由。依之御屋敷より被仰込被下候儀ハ、暫時御見合被下候様致度段申越、少二而も御手数省候方御都合と奉存候間、不取敢申上候。御次手之節、何卒藤田氏江も此段御申通被下様奉頼候。豚兒一昨日帰宅仕候。早速差上可申處、彼是用事有之、今日追引留申候。毎度自由之至、御用舎被下度候。頓首。三月廿四日 金陵盟臺侍史 衡

\*年代は、前項と同じく本多正訥の結婚と、他出中の安井朝隆が戻ったことから同定した。「藤田」は既出の藤田加左衛門。

(文久元年 1861 五月晦日) 書翰番号 46

今日は又復暑威為霍候。愈御清穆奉恭喜候。令郎日増ニ御快復御安心之事御座候。豚兒も悪敷方ニハ無御座候得共、邪氣未全除候由。今壹両日相留申度候。御聞濟被下度候。瀬戸川治水一冊、致感心候。餘程水理ニ心得候人と相見候。今日藤田相見、是非共愚案書入候様被申候二付、無據一二書加申候。地理不案内二付、決断出来兼候得共、多分良策と見請申候。

一、昨夜、東禅寺大噪御座候。又復一大獄相始り可申候。西郊に於て老朽存候者も大分御手ニ合、氣之毒成事ニ御座候。東禅寺亂入之徒も其餘類ニハ無之哉と存候。書餘、面上可縷述候。頓首。五月晦 金陵盟先侍史 衡

\*年代は「東禅寺大噪」が水戸浪士らによる高輪東禅寺のイギリス仮公使館襲撃事件(第一次東禅寺事件)を指すことから同定した。この頃、息軒・金陵の男で、互いに相手の家塾に入学させていた安井朝隆と芳野世行がそれぞれ病んで家に戻って加療していたことが分かる。

(文久元年 1861 六月二十二日) 書翰番号 55

土用相成、反て凌能候。愈御清適奉恭喜候。豚兒先日帰宅後、四五日引續腹瀉、兼而暑見廻之名代申付候心得二付、今日追留置、毎度失禮恐入候。御海容被下度候。御高著拝見返璧、例之むた書、御宥恕被下度候。老朽も十九日午後より腹瀉、未透与無之候。昨日は秋山夫人御著府之由、奉恐悦候。右二付、藤田氏態々御出被下候得共、臥病不得拝顔、失敬仕候。其内御面會候は、宜御致聲奉頼候。今朝ハ大分快方、明日ハ大抵出勤可仕、其内御尋可申上候。頓首。六月廿二日 金陵盟先侍史 衡

\*年代は、同じく本多正訥の結婚に関する内容であることから同定した。朝隆は病氣療養にひき続き、息軒の代理として

暑中見舞いするため、息軒のもとに留まっている。

(文久二年 1861 九月二十七日) 書翰番号 63

打絶御無音、致失敬候。時下秋冷、愈御清穆奉喜候。令郎濕瘡御再發二付、七日御引取御薬用之段、敬承致候。豚兒輩も屋敷之方今以相滞り、追々延々相成候。右之義、彼是非拜趨与存候得共、當月中旬より感冒、為差事二も無御座候得共、兎角惡寒除兼、今以御無沙汰仕候。近頃ハ大分宜敷。兩三日中二ハ出勤致様可有之、其上萬々可奉面縷候。頓首。 九月念七金陵盟臺侍史 衡

\*年代は息軒・金陵の男の病状から推定した。両者とも書翰46に見える五月末の病状から完全には恢復せず、自宅で加療を続けている。

(文久二年 1862 二月十八日) 書翰番号 16

昨日は御枉顧被下候處、客来旁御失待、御宥恕被下度候。今日宥陰相見、續絃之儀申聞、醉中速諾致し、其後尊宅罷出候趣申聞候。定而右一條及御相談候事与存候。反覆手之如き儀申上、如何ニも氣之毒存候得共、醒後、篤と熟考致候處、小々心障候儀御座候間、先方御申込之儀ハ老朽より御案内申上候迄、御見合被下度候。委細ハ御面談無御座候而ハ難尽候。頓首。 二月十八日 芳野大兄侍史 衡

\*年代は息軒の夫人の歿年から推定した。「續絃」は、先妻を亡くした夫が再び娶る後妻のこと。息軒の愛妻佐代(1812～62)は、文久二年正月四日に、五十一歳で歿した。宥陰ら友人は息軒に再婚を勧め、酒の上で息軒は一旦は気軽に承諾したが、酔いが醒めてすぐに前言を翻したものと考えられる。なお後に元治元年に息軒は後妻楨子を迎えている。

(文久二年 1862 二月二十日) 書翰番号 17

過日は御枉顧奉多謝候。爾時御垂論被下候續絃一條、只今ニ而ハ小々決兼候訳御座候間、是より御案内申上候迄ハ、先方御申込之儀は御見合申候様奉頼候。一旦御請口、反覆手同様之儀申上、赤面仕候得共、無餘儀次第、委細は拝顔之上、可縷述候。猶又都合ニより御願申上候儀も可有之候。頓首。 二月廿日 塩谷盟臺侍史 衡

\*年代は前項と同じく、息軒の夫人の歿年から推定した。

(文久二年 1862 四月二十六日) 書翰番号 38

不順之時令之處、尊門御揃愈御多祥奉喜候。然ハ此節、阿州侯八丁堀御屋、伴周之進、初名初之進と申候者より縁談之口申越候。高も宜敷、同藩ニ定府多御座候處、廿五歳迄妻對無之。他藩吟味致候儀、何共難心得、右人物相探度存候得共、一向手寄無之、窘り入候。御近所之事候得ハ、若御知人等右御屋敷ニ

居不申候也。其外御手寄御座候ハ、何卒一通り御調ね被下様奉頼候。御多用中奉煩候儀、何共心外存候得共、餘りうますぎ候話二付、却而心配仕、無據御願申上候。何分宜敷奉頼候。不  
一。 四月廿六日 芳野立蔵様 安井仲平

\*年代は息軒の子女の事蹟から推定した。既述のように息軒には、長女須磨子(1828～79)、二女美保子(1832～37)、三女登梅子(1835～40)、四女歌子(1840～62)がいたが、二十五歳の阿波藩士伴周之進とつり合うのは四女歌子である。結局、歌子はこの年八月四日に母佐代の後を追うように亡くなってしまふので、縁談は成立しなかつたと考えられる。

(文久二年1862 十二月十九日) 書翰番号 87

先日来、毎度御枉顧、諸事御傳達被成下奉感謝候。老朽儀、一昨日より段々病氣相加り、外邪下痢並至、頗致難渋候處、清水配劑二而今日ハ病勢六七分相除候得共、明日出勤致兼候。可然御断被下候様奉頼候。若ハ肝煎杯江可申達筋欵も不存、何事も不案内二付、御問合之上、御取計被下度候。金子貳百疋沓包、多憚候得共、御次手小使杯江御届被下候様、是亦奉頼候。肝煎江遣候品ハ、明日四時前後、中之口迄為持、小使二而差上候様可致候。是亦同様御願申上候。御一緒小使杯江遣候貳百疋ハ、塩谷より遣置呉候由、定而昨日當人より御話申上候事と存候。

扱児輩御目見願一條、昨日塩谷話二而承候得は、五六拾日前、新規召出之者ハ一代限、家督相續之儀ハ其子之才不才ニ依被仰付候趣被仰出候由。舊藩留守居坊主より寫嘆候。御達之書取ニも勤役中、貳百俵被下之と相見候由。是等之儀、不審多候付、御目見願之儀ハ暫く見合候方可然ハ有之間敷也。此條委細書取、中村迄頼遣、林氏江相伺管手筋ニ致置候。御出勤之上、中村御相談、可然御取計被下候様奉頼候。先日も御同様御内話申上候通り、是非差上候筋二而も、来春迫見合不遅儀欵とも存候。尚又御勘考被下度候。右数條御願申上候儀、餘り失敬奉存候得共、明日過候而ハ彼是手数相掛り候事与存候付、病中無餘儀御願申上候。不悪御酌取被下度候。頓首。 十九日 金陵盟臺侍史 衡

\*年代は息軒の事蹟から推定した。息軒が宕陰・金陵ととも幕府御儒者に登用されたのは文久二年1862 十二月十二日のことである。当然、各家が幕府御儒者として子孫に存続すると考えた三博士らは、嗣子の將軍御目見得願の提出を考えたらしい。しかしこの少し前からの制度改革によって「新規召出之者ハ一代限、家督相續之儀ハ其子之才不才ニ依」ることになったとの情報を得て、取り敢えず来春まで御目見得願の提出を見合わせると共に、中村敬宇や林家に真相を確認する積もりだと言う。なお息軒が期待をかけていた嗣子朝隆は翌三年六月十九日に暴瀉により二十二歳で歿し、その学問を

継承することはできなかった。「清水」は後出（書翰61）の  
医者清水宗仲であろう。

（文久三年1863 七月二十七日）書翰番号64

念四は意外之烈風、又復君子之徳為害候由、弊廬は尤甚敷、松  
枯柏悲と可申候。其後令郎御引越、御厚重之贄儀痛入仕合御座  
候。兼而申上候通り、何事も不行届、御失望之段恐入候。御高  
著返壁仕候様被仰下候處、折悪敷無餘儀用事二而屋敷江相越、  
負高意候。今日令郎御出二付、松永密疏一、并返壁仕候。御落  
手被下度候。片桐帰郷も今少手間取可申、多分中秋三四日頃と  
存候。弊楼宜月候間、中秋會ハ御貴臨相願度候。思召無御座候  
は、諸彦江可申通候間、令郎帰便御垂示被下度候。頓首。初  
秋念七 金陵盟臺侍史 衡

\*年代は書中に記される息軒宅の七月二十四日の台風被害か  
ら推測する。『安井息軒書簡集』「安井息軒年譜と関係年表」  
に、「文久三年七月二十四日大風で家大破」とある。「令郎御  
引越」は万延元年七月より息軒に従学していた芳野世行の昌  
平坂学問所の助教を拜命とそれにもなう転居を指すと考え  
られる。なお前項に述べたように長男朝隆を喪った息軒方で  
は世行と同年の二男謙助（1844～71）を嗣子とし、同時期  
に謙助も昌平坂学問所の助教を拜している。

「片桐」は書翰34に既出の旗本知久氏の臣片桐長九郎。「松

永」は恐らく松平慶永（春嶽）のことであろう。春嶽は政事  
総裁職として年初から上京して將軍の奉勅攘夷決行のための  
上京を補佐したが、三月に辞職して福井に帰国していた。

（万延～文久頃 1860～63 某月二十五日）書翰番号80

先刻は御妨申上候。池尻酒一樽・豚肉一塊相携、盟臺も弊廬相  
願候心得御座候由。御感冒之趣申聞候處、乍御邪魔参上致度段  
申出候。只今入湯致居候。浴後直二同道可致候。此段御案内申  
上候。頓首。念五 金陵盟先侍史 衡

\*年代は署名「衡」の字形から推定した。

（慶應二年1866 三月二十五日）書翰番号23

兎角不順之事令御座候。愈御安泰奉恭喜候。上年来、意外之御  
無沙汰、失禮奉存候。実ハ當月初より御尋可申存候處、以甲  
村、逐日御繁勤御寸隙無之趣被仰越候付、態与差扣申候。然は  
此大村生片山良藏与申者、老朽舊塾生、上年九月、主命二付上  
京、此節東下、弊塾召置候筈之處、数人相支候二付、相断申  
候。依之貴塾寄寓之儀御願申上候由、於御聞濟は、於老朽も忝  
奉存候。才氣も可也二有之、身持心得共御心遣無之者御座候。  
何分宜敷奉頼候。當時之御模様二而ハ、以後共御清閑与申場合  
二は至兼可申、其内年々衰憊二趨候得は、猶更御無音相成可  
申、時氣御厭御康寧之程奉伏願候。頓首。三月念五 金陵盟

## 臺侍史 衡

明山閣老、昨日、軍艦乗組、上坂被致候由。長賊再征之巷説御座候。御聞込之儀御座候ハ、御洩被下度候。又拜。

\*年代は小笠原長行の事蹟から推定した。長行の老中再任は慶應元年九月のことで、第二次長州征伐の開始は慶應二年六月のこと。

(慶應二年 1867 九月十七日) 書翰番号 67

湯原泰吉、今日帰省發足之由ニ而相見候。同人儀宿痾脱躰候得共、一旦思立候事故、暫時帰省、當月末ニハ又々出府仕候由。

此生為人は兼而御案内之事故、不申上候。今以学僕不成御抱候由、此生出府迄御不自由被成御堪、出府之上被召置候而ハ如何。塩量方も人無之、困候様子候得共、泰吉彼方ニ而一入迷惑致候訳は、上田生口中ニ而前以承知仕候。委細は申上兼候。泰吉ハ避嫌疑、去塩帰芳候而ハ、両先生御懇意中故、不義ニ相成不申候哉抔推念候得共、一旦帰省之上ハ相構候儀有之間敷存候付、其旨申置候。當人より申上兼候様子見請候付、乍畧儀書中御問合申上候。不一。 九月十七 芳野立蔵様 安井仲平 湯原泰吉持参

\*年代は岩陰の弟塩谷量平の事蹟から推定した。「塩量」すなわち岩陰の弟にして養嗣子となった塩谷量平 (1812) (74、名は誠、号は簀山) は、初め兄と同じく浜松藩水野家に

学問を以て仕えたが、文久三年に幕府儒官に挙げられ、慶應二年には微典館の督学として甲府に赴任し、翌三年に江戸に帰った。書面から恐らく岩陰が慶應三年八月二十八日に亡くなって後、量平が塩谷家塾を引き継いだ時期のものと見られる。

(慶應四年 1868 二月一日) 書翰番号 27

早春御枉顧奉愧謝候。其后感冒、今日始結髪、依之意外御疎遠、失禮御海容被下度候。岩陰存稿御高序、今日始拜閱、高雅典麗奉感服候。一二可疑者、朱筆質疑候。猶又御熟考被下度候。扱時事も大変革相成候。拾年前より必至之勢、今更驚訳も無御座候得共、此躰相成候而ハ、生民水火慨嘆之至御座候。乍去程能御處置候ハ、先此分ニ而落付可申哉存候。剃浴は今四五日後与存候。夫迄御高著相留候而ハ餘り遅滞相成候間、乍畧儀以使返壁仕候。書餘、五六日後、拜趨可縷述候。頓首。 仲春朔 金陵盟臺侍史 衡

\*年代は金陵撰文の「岩陰存稿序」に記された年月が「慶應三年丁卯季冬(十二月)」であることから同定した。幕府の「瓦解と王政復古に際会して、「拾年前より必至之勢」であるから今更驚くには当たらないとしながら、庶民生活の混乱を気にかけているのが印象深い。



（明治二年 1869 正月十二日）書翰番号 2

今日は不図令郎御枉顧、朶雲并佳祝御惠贈、奉多謝候。御揃愈御安泰御迎陽之由、大賀此事奉存候。老朽瓦全仍舊候。御降慮被下度候。扱舊臘は御登庸之由、御規模之儀奉存候。折角御精勤所希候。早速、鳴賀参拝可致候處、御案内通之病足不任、失禮打過候。御海容被下度候。折節客来、右御歛御禮迄。早々頓首。 正月十二日 金陵盟臺坐下 衡

\*年代は署名「衡」の字形など筆蹟と、金陵の事蹟から同定した。「舊臘」の登庸とあることから、金陵の登庸としては、弘化四年八月の田中藩仕官と、文久二年十二月の幕府御儒者登庸に想到するが、前者は季節が合わず、後者は息軒・宥陰が同時に登庸されているから、文面と合致しない。したがって、その他の機会を金陵の伝記に徴すると、嘉永六年正月に目付（監察）・目見格（班謁者）に昇任した時と、万延元年に若い頃から金陵に学んだ九代藩主正訥が襲封し、その擁立に尽くした金陵が十一月に組頭格（卒正）に昇任した時と、明治元年十二月に明治新政府が学問所を改組して新たに設置した昌平学校の二等教授に任じた時が考えられる。筆蹟から見て、慶應以後のものと見られるので、明治二年正月と判断する。

（明治二年 1869 二月四日）書翰番号 13

意外御無音背本意候。頃日和暖愈御佳安御精勤可被成奉恭喜候。舊臘御登庸後、鳴賀拜趨致候心得候共、老方之儀、病足不任心、餘り遲滞相成候付、先以書中御歛申上候。海鮮二而も差上候心得候得共、當時之身分、何事も行届、粗菓一筐任到来入御覽候。誠ニ表微誠迄ニ御座候。御叱置被下度候。頓首。 二月初四 金陵盟臺侍史 衡

\*前項と同じく、年代は署名「衡」の字形など筆蹟と、金陵の事蹟から同定した。

（明治五年 1872 九月二十三日）書翰番号 61

一昨日、清水宗仲相見、御令息御遠行之由申聞、驚人候。種々被尽御療養候得共、至極險症届兼候由、御一同様御愁傷奉遠察候。御弔儀旁可参拝處、御案内通之足痛不任心、乍畧儀以書中得貴意候。粗菓一筐、為御朦中御見廻、表微衷候。御叱置被下度候。頓首。 九月念三 芳野立藏様 安井息軒

\*年代は金陵子女の歿年から推定した。金陵には早世した男が三人あり、長男純蔵（1830～45）、十六歳、名長毅、字伯任、号復堂）、二男郁蔵（1834～47）、三男世行（1844～）、二十九歳、通称秀六郎、字實甫、号桜蔭）である。亡くなった月日は、それぞれ長男純蔵が（弘化二年）二月二十九日、二男郁蔵が不明、三男世行が（明治五年）九月十日である。かつ息軒が息軒と号したのが明治元年以降であることか

ら、三男世行の没年明治五年の書翰と同定する。長男・二男は金陵と息軒の親交以前に歿したと思しいが、前掲・書翰にも見えるとおり三男世行は息軒に入門した人物で、元治元年に水戸の天狗党に加担して水戸で収監され、維新後は弾正台に出仕した。

(慶應) 明治初 1865 ～ 十月二十一日) 書翰番号 69

過日は被召寄、御盛饗奉多謝候。例之爛酔、失敬恐入候。扱當日御祝之赤飯壹重御恵投、豊重難有拝受仕候。家内皆よりも御祝御禮宜申上候様申出候。御物客様江も宜敷御鳳聲奉願候。御高著御預り申上候。後會迄拜見可仕候。右御禮御請込如是御座候。餘其内可面縷候。頓首。十月廿一日 金陵盟先侍史 衡

\*年代は署名「衡」の字体から推定した。

### 参考文献

- 塩谷世弘『岩陰存稿』一八七〇、塩谷誠編  
 芳野世行『椽陰遺稿』一八七八、芳野世経編、博聞社  
 安井衡『息軒遺稿』一八七八、安井千菊出版  
 芳野世育『金陵遺稿』一八八七、芳野世経編、金港堂  
 安井衡『故旧過訪録・從遊及門録』一八九七、秀英社  
 塩谷世弘『岩陰贖稿』一九三一、内田周平編、谷門精舎  
 川田剛・三島毅『板倉宗家歴世年譜』一九三三  
 池谷盈進『稿本長尾藩史譚』一九三一

『東京帝国大学五十年史』一九三二、東京帝国大学

新訂増補国史大系『統徳川実記』第二編／第五編、一九三四／三

### 六、吉川弘文館

菊池謙二郎『新定東湖全集』一九四〇、博文社

『小笠原老岐守長行』一九四三、小笠原老岐守長行編纂会

黒江一郎『安井息軒』一九五三、日向文庫8、日向文庫刊行会

大槻如電原著・佐藤栄七増訂『日本洋学編年史』一九六五、錦正社

笠井助次『近世藩校における学統学派の研究』一九七〇、吉川弘文館

### 館

「北有馬太郎日記」『久留米藩史料選』一九七二

平部嶮南『六隣莊日誌』一九七八、青潮社

黒木盛幸『安井息軒書簡集』一九八七、安井息軒顕彰会

森鷗外「安井夫人」『鷗外全集』第十五卷、一九八八、岩波書店

町田三郎『江戸の漢学者たち』一九九八、研文出版

芳野越夫「芳野金陵の家系と生涯」『斯文』一〇七、一九九八

高橋智「安井家の蔵書について―安井文庫研究之一」『斯道文庫論

集』三三三、一九九九

『対外関係史総合年表』一九九九、吉川弘文館

小高旭之『漂泊の志士北有馬太郎の生涯』二〇〇一、文芸社